

## 平成30年度電気用品安全法試買テスト結果の概要

令和2年2月  
経済産業省  
製品安全課

### 1. はじめに

電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号、以下「法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にPSEマーク<sup>1</sup>を表示して販売することができます。

規制当局として、毎年度市場で流通している電気用品を購入し、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するために「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて確認された技術基準に適合しない電気用品については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導を行っております。

### 2. 試買テストの調査項目

#### ①法第8条に基づく技術基準への適合状況の確認

試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。

#### ②法第10条に基づくPSEマーク等表示の妥当性の確認

PSEマーク等表示の妥当性を確認する。

---

<sup>1</sup>PSEマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品 

### 3. 試買テストの結果

#### (1) 対象とした電気用品

平成30年度の試買テストは、合計64品目、245機種の電気用品に対して実施しました。

試買テストで対象とした電気用品の内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数
特定電気用品	直流電源装置、冷凍用のショーケース、電動式おもちゃ等	8品目	33機種
特定電気用品以外の電気用品	電気ホットプレート、電気加湿機、空気清浄機、エル・イー・ディー・電灯器具、コンセント付家具等	56品目	212機種
合計		64品目	245機種

#### (2) 結果の概要

245機種中、技術基準については126機種(51.4%)、PSE表示基準については、9機種(3.6%)が適合しないことがそれぞれ確認されました。

技術基準に適合しないことが確認された内容の内訳

分類	品目数	技術基準	PSE表示基準
特定電気用品	5品目	14機種(42.4%)	0機種(0.0%)
特定電気用品以外の電気用品	48品目	112機種(52.8%)	9機種(4.2%)
合計	53品目	126機種(51.4%)	9機種(3.6%)

注：( ) 内は、各分類における試買機種数全体に対する技術基準不適合機種の割合を示しています。

#### ① 技術基準に関する不適合内容

各電気用品に要求されている電気用品安全法第8条に基づく技術基準<sup>2</sup>に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、126機種、合計350件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳については下表の通りです。また、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

<sup>2</sup> 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(平成25年7月1日20130605 商局第3号)

### 技術基準の不適合事案の項目別内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
表示	62	17.7%
空間距離	46	13.1%
アース機構	36	10.3%
雑音の強さ	27	7.7%
取扱説明書等	22	6.3%
消費電力等の許容差	4	1.1%
平常温度	25	7.1%
形状・組立・操作	18	5.1%
その他	110	31.4%
合計	350	100%

消費者に危害を及ぼすおそれがある不適合としては以下の事案があり、事業者に対して電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意を行い、改善措置及び再発防止の徹底等を指導しました。なお、当該製品は市場に流通されていないことが確認されたことから、リコールは実施されておりません。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）
エル・イー・ディ ー・ランプ	構造試験において、本体外郭が上下で固定されておらず、手で容易に回すことができ、上下に分離したとき、器体内部の電源基板及びLED基板の充電部に試験指が触れた。	別表第八1（2）へ （第七条第1項第一号 感電に対する保護） 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1（2）ハの図に示す試験指が触れないこと。

### ②PSEマーク等表示に関する不適合内容

電気用品安全法第10条に基づくPSEマーク等の表示に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、9機種、合計14件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳は下表の通りです。

なお、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

### PSEマーク等の表示に関する不適合事案の項目別内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
PSEマークの表示が無い	7	50%
届出事業者名の表示が無い	7	50%
合計	14	100%

#### 4. 不適合事案に対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、経済産業省及び各経済産業局等が届出事業者にその内容を通知し、是正のための改善指導を行っております。また、再発防止のための是正策が適切に行われているか確認するべく、法令遵守状況についてフォローアップも行ってまいります。

(以上)

＜電気用品安全法の平成30年度試買テストにおける「技術基準」に関する不適合内容について＞

(1) 特定電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気温蔵庫	1. 構造試験において、手で容易に取り外すことのできるヒューズホルダーのキャップを外し、電流ヒューズがあるとき、充電部となる電流ヒューズに試験指が触れた。	別表第八1(2)へ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部には、容易に取り外すことのできる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。
	2. 構造試験において、内部配線(器体内部の電源電線及びヒューズホルダーリード線)に、2Nの力を加えたとき、鋭利な箇所である放熱フィン側部に触れ、内部配線の被覆が損傷し、感電等の危険が生ずるおそれがあった。	別表第八1(2)又(ハ) (第八条 絶縁性能の保持) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。
	3. 構造試験において、庫内の人に触れるおそれのある金属製内箱及び固定ねじとアース端子との間に15Aが通電できず、電氣的に完全に接続されていなかった。 また、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 -コードヒーターの厚み: 0.5mm(強化) -コードヒーター用内部配線の厚み: 0.5mm(強化)	別表第八1(2)ツ(ロ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構は、人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。ただし、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されている部分又はアース機構に接続された金属の外側の部分にあっては、この限りでない。
	4. 構造試験において、アース用端子ねじを取り外したとき、器体内部にある助合先のナットが脱落し、アース線を取り付けることができなくなった。	別表第八1(2)ツ(ホ) a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構を有するものにあつては、次に適合すること。アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。確実に取り付けることができることは、別表第四1(2)ナ(イ) a及びbによる。  別表第四1(2)ナ(イ) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。この場合において、次の接続方法によるものは、「確実に取り付けることができる」とみなす。 a. アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が2山以上のもの b. 通常の使用状態で外部に露出しない連結端子(スプリング式ねじなし端子)(附表第一3に適合するものに限る。)
	5. 構造試験において、アース用端子ねじの呼び径が3mmであった。	別表第八1(2)ツ(ホ) b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子は、次に適合すること。 端子ねじの呼び径は、4mm(溝付六角頭ねじ、大頭丸平小ねじ及び押し締めねじ形のもの)にあつては、3.5mm)以上であること。 (解説) 定格電流が15A以下の機器の内部に使用する端子ねじの呼び径は、3.5mm以上とすることができる。
	6. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。 イ. 電源基板の電流ヒューズ: 2.5A ロ. ヒューズホルダーの電流ヒューズ: 2A	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	7. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. 電源基板の印刷配線間(AC間及びAC-DC間)の最小値が1.2mm ロ. リレー基板の印刷配線間(ON-OFF間)の最小値が1.7mm	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	8. 部品及び附属品において、アース用口出し線に、断面積が0.82mm <sup>2</sup> の単心ビニルコードを使用していた。	別表第八1(3)ハ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) アース線は、断面積が1.25mm <sup>2</sup> 以上の単心コードまたは単心キャプタイケープルであること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気サウナバス	1. 構造試験において、出力調整つまみに”切”位置があるが、接点用端子に配線されていないため”切”にできなかった。	別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	2. 構造試験において、本体に使用している電流ヒューズの定格電圧は250Vであるが、近傍の定格表示は100Vであった。	別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	3. 構造試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験:100V、50Hz及び60Hz)で温度過昇防止装置が動作した。	別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。 〔解説2(6)〕 平常温度上昇試験において過負荷保護装置、温度過昇防止装置等が動作する場合にあっては、「動作が円滑」とはみなさない。
	4. 構造試験において、本体背面の開口部から試験指を挿入すると、充電部であるT14巻線に試験指が触れた。	別表第八1(2)へ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。
	5. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. 温度過昇防止装置端子間が2.0mm ロ. T14巻線相互間が2.1mm	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	6. 部品及び付属品において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、表面温度135.5℃(周囲温度30.0℃)となる保護枠に接触するにもかかわらず、ビニル電線を使用していた。	別表第八1(3)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源電線等は、別表第六1(3)ロに規定する技術上の基準に適合すること。 (別表第六1(3)ロ(二)) 温度が100℃を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外のものであること。
	7. 二重絶縁構造試験において、タイムスイッチ取付けねじ(基礎絶縁された金属部)と器体の表面との間で付加絶縁に用いる絶縁物(表示シート)の厚さが、0.16mmであった。	別表第八1(7)イ(ロ)a(b) (第八条 絶縁性能の保持) 付加絶縁は、次のいずれかに適合すること。 a. 絶縁物は、次に適合すること。 (a) (省略) (b) 器体の外殻を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。 (c) (省略) b (省略)
	8. 二重絶縁構造試験において、ファンの端子の内側に半田付け接続している電線が接続部近傍で固定していなかった。なお、接続部が外れた状態で、電線に2Nの力を加えた時、電線の導体部分が、ファンの金属部(ゴムキャップを外すと器体表面に露出する組立ねじと電氣的に接続されている)に接触した。	別表第八1(7)リ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) 電線の接続は、次に適合すること。ただし、接続部が緩み又は外れたときに、電線に2Nの力を加えて測定した付加絶縁の空間距離又は強化絶縁の空間距離がイ(イ)の表に掲げる距離の1/2以上あるものについては、この限りでない。この場合において、基礎絶縁の空間距離にあってはイ(イ)の表に掲げる距離以上であること。 (イ) 電線をねじ又はナットを用いて接続するものにあつては、ばね座金又は歯付き座金を介して締め付けてあること。 (ロ) (イ)以外により接続するものにあつては、電線を接続部及びその近傍に固定してあること。
	9. 平常温度上昇試験において、別表第八2(26)ハ(ロ)に掲げる試験条件(60分タイマーを有しているが、銘板に定格時間の表示がないため連続運転)において機器を運転したとき、温度が下記のとおりであった。 (1) 電動機の巻線(A種絶縁のもの)の温度が123.4℃(50Hz)であった。 (2) ドーム入口の外殻(人が触れて使用するもの、その他のもの)の温度が81.5/83.5℃(50/60Hz)であった。 (3) 発熱体の保護枠の表面の温度が135.5/125.5℃(50/60Hz)であった。	別表第八2(26)ハ (第九条 火災の危険源からの保護) (イ) 人体を直接覆って使用するものにあつては、(以下略) (ロ) (イ)に掲げるもの以外のものにあつては、試験品を厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置き、自動温度調節器(温度過昇防止装置として使用するものを除く。)を有するものはその動作温度を最高温度にセットし、自動温度調節器を有しないものはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。 一 巻線 ・ A種絶縁: 100℃以下 ・ E種絶縁: 115℃以下 ・ B種絶縁: 120℃以下 ・ F種絶縁: 140℃以下 ・ H種絶縁: 165℃以下 一 外殻 ・ 人が触れて使用するもの、金属製のもの、陶器製のもの及びガラス製のもの: 55℃以下 ・ 人が触れて使用するもの、その他のもの: 70℃以下 一人が触れるおそれのある発熱体の保護カバー、保護網等の表面: 120℃以下
	10. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、測定周波数が526.5kHz以上30MHz以下の範囲でコントローラーと本体を接続する線の最大値が98.5/100.5dB(測定周波数576/526.5kHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十第五章2.2(2) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(補助・負荷・追加端子の連続性雑音端子電圧)は、周波数が526.5kHz以上30MHz以下の範囲にあつては74dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
観賞植物用ヒーター①	構造において、電源電線にその他のゴムコード(HHFF)が使用されていた。	別表第八二(一)イ(ロ) (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 屋外用の電気ストーブ、サウナバス用電熱器及び観賞植物用ヒーターの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75mm <sup>2</sup> 以上のものであること。
観賞植物用ヒーター②	絶縁性能において、附表第三三の注水絶縁試験を行ったとき、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗値は0.1MΩ以下であり、充電部と器体の表面との間に1,000Vの交流電圧を加えたとき連続して1分間これに耐えなかった。	別表第八二(一)ロ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) 附表第三一、二及び三の試験を行ったとき、これに適合すること。 (附表第三三の抜粋) 通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えて、清水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水し、1時間を経過した時に注水を続けながら1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。
冷凍用のショーケース	1. 取扱説明書に棚の最大積載量に関する情報が記載されていなかった。	J60335-2-89(H20)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書には、各タイプの棚の最大積載量に関する情報を記載しなければならない。
	2. 入力及び電流において、表示された定格電流(2.3-2.2A)に対して、測定値が5.13-3.39A(電源周波数50-60Hz、偏差値+123.0%-+54.1%)であった。	J60335-2-89(H20)10.2 (第二条第1項 安全原則) モータ駆動機器の定格電流が「>1.5」のものの偏差値は+15%以内であること。
	3. 妨害波試験(妨害波電力)において、測定周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で平均値の最大値が48.7/48.7dB(測定周波数33.18/33.17MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	J55014-1(H20)4.1.2 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、周波数が30MHz以上300MHz以下の周波数範囲で、準尖頭値にあっては51~55dB以下、平均値にあっては41~45dB以下であること。
直流電源装置①	1. 出力内部配線及びトランス二次配線が二重固定構造になっていないため、外れるおそれがあった。 外れた際に、絶縁距離が不足した。	J60950-1(H29)3.1.9 (第七条 感電に対する保護) 導体及びその端子(例 環形端子及び平行連結端子)は、通常使用時に沿面距離又は空間距離が2.10(又は附属書G)に規定する値を下回るような移動ができない手段(例 バリア又は固定)を備えるか、又はそのように終端しなければならない。
	2. 出力内部配線に10Nの力を加えたとき、一次部品に接触した。	J60950-1(H29)4.2.2 (第七条 感電に対する保護) エンクロージャの役目を果たしている(4.2.3及び4.2.4参照)以外の部分、又はコンポーネントには、(10±1)Nの静的な力を加える。 適合の基準は、4.2.1による。
	3. イ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の厚さがそれぞれ1.2mmであった。 ロ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の幅がそれぞれ3.8mmであった。	J60950-1(H29)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格(3.2.5A)に適合しなければならない。 ・刃の厚さ: 1.5±0.1mm ・刃の幅: 6.3±0.3mm

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置②	1. 表示において、定格電流の表示がなかった。	J60950-1(H27)1.7.1 (第十九条 表示等(一般)) 次の事項を表示しなければならない。 - 定格電流は、ミリアンペア(mA)又はアンペア(A)で。
	2. 出力内部配線及びトランス二次配線が二重固定構造になっていないため、外れるおそれがあった。	J60950-1(H27)3.1.9 (第七条 感電に対する保護) 導体及びその端子(例 環形端子及び平行連結端子)は、通常の使用時に沿面距離又は空間距離が2.10(又は附属書G)で規定する値を下回るような移動ができないような手段(例 バリア又は固定)を備えているか、又はそのように終端していなければならない。
	3. 出力内部配線及びトランス二次配線がはんだ付けのみのため、はんだを外して10Nの力を加えたら、一次回路との絶縁距離が不足した。 (はんだ付けだけに依存しないように導体を配置又は固定しなければならない)	J60950-1(H27)4.2.2 (第七条 感電に対する保護) エンクロージャの役目をしている(4.2.3及び4.2.4参照)以外の部分、又はコンポーネントには、(10±1)Nの静的な力を加える。 適合の基準は、4.2.1による。
	4. イ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の厚さがそれぞれ0.9mmであった。 ロ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の幅がそれぞれ5.6mmであった。	J60950-1(H27)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ: 1.5±0.1mm ・刃の幅: 6.3±0.3mm
直流電源装置③	1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(240V)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. プリント基板上(半田付け部間)の異極充電部相互間の空間距離(最小値)が1.4mmであった。 ロ. 電流ヒューズF1端子部間の空間距離(沿面距離を含む)が、2.2mmであった。	別表第八(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)は、3.0mm以上(その他の箇所、240V)であること。
	2. 構造試験において、最大定格電圧が240Vであるにもかかわらず、アース機構がなく、かつ人が触れるおそれのある出力端子金属部が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていないかった。 イ. プリント基板の1次側印刷配線面と2次側半田面間の空間距離(沿面距離を含む)が最小4.0mmであった。 ロ. プリント基板の1次側半田面と2次側半田面間の空間距離(沿面距離を含む)が最小4.6mmであった。	別表第八(2)ソ(イ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、アース線(アース用出口線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。)又はアース端子により接地できる構造であること。ただし次に掲げるものにあつては、この限りでない。 (抜粋) (イ) 二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されている非充電金属部 別表第八(7)イ(ハ) b; 強化絶縁の空間距離は、(イ) bの表に掲げる値の2倍(5mm)以上であること。
	3. 部品及び附属品試験において、耐トラッキング用の絶縁物を取り付けた状態での刃の寸法(外側)が「14.75mm」であった。	別表第八(3)ヌ (第二条 安全原則) 接続器にあつては、別表第四(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6(1)イ、ハ、ニ及びホ並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 【解釈: 別表第四(1)ニ(ホ)図1】 耐トラッキング用の絶縁物を取り付けた状態の刃の寸法(外側)にあつては、「14.6mm以下」であること。】
	4. 表示において、定格銘板に定格入力容量の表示がなかった。	別表第八(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格入力容量 3~8 (省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
	5. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が74.1dB(測定周波数535kHz、電源周波数60Hz)であった。	別表第十第五章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。



電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置④	1. 入力において、表示の定格電流0.2Aに対して、測定値が0.227/0.228A(電源電圧100V、電源周波数50/60Hz、偏差:113.5/114.0%)であった。	J60950-1(H22)1.6.2 (第二条 安全原則) 定常状態における機器の入力電流は、通常負荷をかけた状態で、定格電流の110%以下でなければならない。
	2. イ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の厚さがそれぞれ0.9mmであった。 ロ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の幅がそれぞれ4.5mmであった。	J60950-1(H22)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ:1.5±0.1mm ・刃の幅:6.3±0.3mm
	3. 温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(125℃、1h)を行った結果、へこんだ穴の直径が3.90mmであった。	J60950-1(H22)4.5.2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 熱可塑性樹脂部分に危険電圧部が直接取り付けられている場合は、その樹脂部分は異常状態の熱に耐えなければならない。適合は、その樹脂部分にJISC60695-10-2:2000によるボールプレッシャー試験(へこんだ穴の直径が2mm以下)を行なうことにより判定する。材料の物理的特性を調べた結果、この試験の要求事項に合格することが明らかである場合は試験を行わない。
	4. 妨害波試験(端子電圧)において、測定周波数が0.15~30MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「59.5/59.4dB」、平均値の最大値が「53.9/53.9dB」(測定周波数0.904MHz、(電源電圧240V、電源周波数50/60Hz)であった。	J55022(H22) (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66~56dB、平均値にあっては56~46dB、周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては56dB、平均値にあっては46dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあっては60dB、平均値にあっては50dB以下であること。
直流電源装置⑤	イ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の厚さがそれぞれ1.1mmであった。 ロ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の幅がそれぞれ4.4mmであった。	J60950-1(H26)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ:1.5±0.1mm ・刃の幅:6.3±0.3mm
直流電源装置⑥	1. 表示において、次の表示がなかった。 - 定格電流(VAのみ) - モデル名又は型式	J60950-1(H22)1.7.1 (第十九条 表示等(一般)) 次の事項を表示しなければならない。 - 定格電流は、ミリアンペア又はアンペアで。 - 製造業者が定めたモデル名又は型式。
	2. イ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の厚さがそれぞれ0.9mmであった。 ロ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の幅がそれぞれ4.1mmであった。	J60950-1(H22)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ:1.5±0.1mm ・刃の幅:6.3±0.3mm
直流電源装置⑦	イ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の厚さがそれぞれ1.0mmであった。 ロ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の幅がそれぞれ4.5mmであった。	J60950-1(H26)4.3.6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ:1.5±0.1mm ・刃の幅:6.3±0.3mm

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置⑧	<p>1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、使用温度の上限值が60℃(基準周囲温度30℃)である塩化ビニルを被覆に使用している器体の内部にある出力電線の温度が最高67.4℃(周囲温度30.0℃)であった。</p>	<p>別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 (別表第四1(1)ロ(ハ)d) 附属の表に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 その他の白熱電灯器具：電気用品の階級1 使用温度の補正値：0℃ 使用温度の上限值：60℃(塩化ビニル) 基準周囲温度：30℃</p>
	<p>2. 構造試験において、プリント基板上(半田付け部間)の異極充電部相互間(240V)の空間距離(最小値)が次のとおりであった。 イ. 交流-交流：1.8mm ロ. 交流-直流：1.6mm</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、3.0mm以上(その他の箇所、240V)であること。</p>
	<p>3. 構造試験において、最大定格電圧が240Vであるにもかかわらず、アース機構がなく、かつ、人が触れるおそれのある出力端子金属部が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 イ. トランスT1コア(1次側)とプリント基板の2次側印刷配線間の空間距離(沿面距離を含む)が最小2.7mmであった。 ロ. プリント基板の半田面(1次側)とプリント基板の2次側印刷配線間の空間距離(沿面距離を含む)が最小3.9mmであった。 ハ. トランスT1コア(1次側)と出力電線(2次側)間が基礎絶縁のみで絶縁されていた。</p>	<p>別表第八1(2)ソ(イ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。)又はアース端子により接地できる構造であること。ただし次に掲げるものにあつては、この限りでない。 (抜粋) (イ) 二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されている非充電金属部 別表第八1(7)イ(ハ)b；強化絶縁の空間距離は、(イ)bの表に掲げる値の2倍(5mm)以上であること。</p>
	<p>4. 表示において、定格銘板に定格入力容量の表示がなかった。</p>	<p>別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格入力容量 3～8(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</p>
直流電源装置⑨	<p>温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(125℃、1h)を行った結果、へこんだ穴の直径が4mmであった。</p>	<p>J60950-1(H22)4.5.2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 熱可塑性樹脂部分に危険電圧部が直接取り付けられている場合は、その樹脂部分は異常状態の熱に耐えなければならない。適否は、その樹脂部分にJISC60695-10-2:2000によるボールプレッシャー試験(へこんだ穴の直径が2mm以下)を行うことにより判定する。材料の物理的特性を調べた結果、この試験の要求事項に合格することが明らかである場合は試験を行わない。</p>

(2) 特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気たこ焼き器	試験指に16Nの力を加えたとき、プレートと外郭間の隙間から試験指が進入し、ヒーター端子部及びサーモスタットの充電部に試験指が触れた。 なお、充電部の絶縁チューブは長さが足りておらず充電部を完全には覆っていない。	J60335-1(H20)8.1 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 機器は、充電部への偶然的接触に対し適切な保護をする構造であり、かつ、覆っていないなければならない。(試験指に加える力は最大20N)
電気ホットプレート	材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、表面温度が144.0℃(周囲温度27.0℃)になる高温金属部に内部配線が接触するにもかかわらず、その内部配線に使用温度の上限値が106℃(補正值16℃)のクロロスルホン化ポリエチレンゴムを使用していた。	別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 [別表第四1(1)ロ(ハ) d] 別表第十一第一章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気ホットプレート：電気用品の階級3 使用温度の補正值：16℃ 使用温度の上限値：90℃(クロロスルホン化ポリエチレンゴム) 基準周囲温度：30℃
電気なべ	構造試験において、温度ヒューズの定格動作温度の表示が銘板又は取付け部の近傍になかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないうヒューズにあつては、この限りでない。
電気保温盆①	1. 表示及び取扱説明書において、電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記述がなかった。  2. 平常温度上昇試験において、次の箇所の絶縁物が温度限度(使用温度の上限値)を超えていた。 ① スイッチの端子の周辺(機器内部)：63.0K ② 電源コードの周辺(塩化ビニル)：64.0K 「ただし、別表第十一第一章に掲げている絶縁物が、同表のその2の温度限度以下で使用されている場合であつて、別表第十一第二章(絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法)による熱劣化推定温度を客観的に確認したものは、この限りでない。」	J60335-1(H20)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 — Y形取付けの機器の場合。 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。  J60335-1(H20)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) 1. スイッチ：30K 2. 電源コード(塩化ビニル絶縁)：50K  ・配線及び巻線以外の絶縁物：熱可塑性 f 注 j) この限度値は当該するIEC規格に適合するコード及び配線に適用する。その他の場合、別表第四1(1)ロに適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 注 f) 別表第四1(1)ロに適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 — 別表第四1(1)ロ(ハ)(抜粋) — 別表第十一第一章の表に掲げる絶縁物であつて、その使用温度の限度値に補正值を加えた値の状態で使用される場合。 使用温度の上限値(塩化ビニル)：68℃ なお、上記の値は、使用温度の上限値に補正值の階級2の8℃を加えたものである。
電気保温盆②	1. 取扱説明書が日本語で書かれていなかった。  2. 部品において、2本あるプラグの内、片方の差込み刃の幅(全長の2/3位置)が7.6mmであった。	J60335-1(H20)7.13 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書には、機器を販売する国の公用語で書かれていなければならない。  J60335-1(H20)24.1 (第二条 安全原則) 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の適用を受ける部品は、省令で定められた技術基準に適合していなければならない。 別表第四6(1)ニ(ホ)(解釈) 表1の図1 ・刃の幅：6.3±0.3mm

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の調理用電熱器具①	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)であるプリント基板のヒーター接続コネクタ半田付け端子間の空間距離(沿面距離を含む)が、じんあいが侵入し難い箇所が0.7mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが侵入するおそれのない箇所、100V)であること。
その他の調理用電熱器具②	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が最小で2.1mmであった。</p> <p>2. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。</p> <p>3. 構造試験において、交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度の表示がなかった。</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p> <p>別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。</p> <p>別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。</p>
その他の工作用又は工芸用電熱器具①	構造試験において、発熱体の異極充電部相互間(100V)の距離が2.2mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
その他の工作用又は工芸用電熱器具②	<p>1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。</p> <p>2. 入力において、表示の定格消費電力10Wに対して、測定値が6.69W(電源電圧100V、電源周波数50Hz、偏差:-33.1%)であった。</p> <p>3. 構造において、タンブラースイッチのファストン端子にロック機構がなく、器体内部の電源電線の固定要素がないため、外れた際に強化絶縁が規定値未満に減少した。</p> <p>4. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスII機器であるにもかかわらず、電源コードにシースのないクロスルホン化ポリエチレンゴム絶縁平形コード(HHFF)を使用していた。</p> <p>5. 沿面距離、空間距離及び固体絶縁において、100V充電部が接触しているタンブラースイッチの外郭厚が0.94mmであった。</p>	<p>J60335-1(H20)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 —Y形取付けの機器の場合。 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。</p> <p>J60335-1(H20)10.1 (第二条第1項 安全原則) 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温度における入力は、定格入力から、表1に規定する許容値を超える差があつてはならない。 (表1)備考 PTC素子を発熱体としたものの定格入力の許容差は、その定格値によらず±15%とする。</p> <p>J60335-1(H20)22.31 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 付加絶縁及び強化絶縁を介しての沿面距離及び空間距離は損傷の結果、29に規定する値未満に減少してはならない。電線、ねじ、ナット、座金、ばねなどの部品が緩んだり、脱落したりした場合に、充電部と可触部分との間の空間距離及び沿面距離が付加絶縁の値未満に減少してはならない。</p> <p>J60335-1(H20)25.7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源コードは、次のものよりグレードの低いものであつてはならない。 —シースがない平形コードを床上専用の機器及びクラス0機器以外の機器に使用してはならない。</p> <p>J60335-1(H20)29.3 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 固体絶縁は、強化絶縁については2mmの最小厚さがなければならない。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の工作用又は工芸用電熱器具③	1. 表示において、モデル名又は形式の表示がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 7. 1 (第十九条 表示等 (一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 -モデル名又は形式
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 7. 1 2. 5 (第十九条 表示等 (一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 - Y形取付けの機器の場合。 機器に定格入力が表示されている場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。
	3. 入力において、表示の定格消費電力20Wに対して、測定値が6.70W(電源電圧100V、電源周波数50Hz、偏差:-66.5%)であった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 10. 1 (第二条第1項 安全原則) 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温度における入力は、定格入力から、表1に規定する許容値を超える差があってはならない。 (表1)備考 P T C素子を発熱体としたものの定格入力の許容差は、その定格値によらず±15%とする。
	4. 部品において、差込み刃の寸法が次のとおりであった。 ・刃の長さ: 15.5mm ・刃の立ち上がりからポッチ孔の中心までの距離: 10.8mm ・ポッチ孔の面取り: なし ・刃先の面取り厚さ: 1.2mm	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 24. 1 (第二条第1項 安全原則) 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の適用を受ける部品は、省令で定められた技術基準に適合していなければならない。 別表第四6(1)ニ(ホ)(解釈) 表1の図1 ・刃の長さ: 17±1.3mm ・刃の立ち上がりからポッチ孔の中心までの距離: 11.7±0.4mm ・ポッチ孔の面取り: φ3.5以上 ・刃の先端部面取り: φ.9mm以下
	5. 電源電線の導体断面積を測定したところ、0.05mm <sup>2</sup> (0.06mm/16本)であった。なお、電源プラグ内にヒューズを備えていないものであった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 25. 8 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源コードの導体は、表11に規定する値以上の公表断面積をもっているものでなければならない。(表11) 0.2A以下のもの: 金糸コード(1) 0.2Aを超え3A以下のもの: 0.5mm <sup>2</sup> (1) 3Aを超え6A以下のもの: 0.75mm <sup>2</sup> 注(1) このコードは、コード又はコードガードが機器に入る部分から差込プラグの入口までの長さが2m以下の場合だけに使用することができる。ただし、この場合、その差込プラグ内に500A以上の定格遮断容量をもつ定格容量が3A以下のヒューズを備えなければならない。
	6. 耐熱性試験において、タンブラースイッチの充電部を保持している熱可塑性樹脂製の構造材に、ボールプレッシャー試験(125℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が4.8mm以上であった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 30. 1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を含む充電部を保持する絶縁物は、十分な耐熱性を有していなければならない。 ボールプレッシャー試験をすることによって適否を判定する。 最高温度上昇値に40℃±2℃を加えた温度(充電部の保持部については少なくとも125℃±2℃)で試験を行い、へこんだ穴の直径は、2mm以下でなければならない。
電気消毒器(電熱装置)	1. 構造試験において、タイマースイッチのつまみに廻り止め機構が備わっておらず、0の位置から左に廻したとき、連続通電による空焚き状態となり、火災等の危険が生じるおそれがある。 なお、取扱説明書には、次のとおりの説明があった。 「このタイマーは、0の位置から左に廻すと連続運転となりますが、左には廻さないでください。」	別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	2. 構造試験において、タイムスイッチのつまみが10Nの力で取り外すことができることから、逆方向に取付けられて、連続通電による空焚き状態となり、火災等の危険が生じるおそれがあった。	別表第八1(2)ウ (第二条第1項 安全原則) スイッチを有するものにあつては、スイッチの開閉操作又は開閉状態を文字、記号又は色により見やすい箇所に表示すること。ただし、表示することが困難なものにあつては、この限りでない。 (解説38.の抜粋) (7) スイッチのつまみは、30Nの力で取り外せないこと。ただし、取り付けるときに誤接続するおそれのないもの、あるいは、誤接続しても火災、感電又は傷害の危険が生ずるおそれのない機能スイッチにあつては、この限りでない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
ベルトコンベア①	1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所では、8mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、過負荷保護装置の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所では、2mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	3. 構造試験において、電源電線を器体の外側に向かって100Nの張力を加えたとき、及び、器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けられた状態で外部に露出しないものを除く。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	4. 構造試験において、アース用口出し線を器体の外側に向かって100Nの張力を加えたとき、及び、器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、アース用口出し線と内部端子との接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ツ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) アース機構を有するものにあつては、外郭の見やすい箇所(固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、器体の内部)にアース用端子又はアース線を設けてあること。 (解説30.) 器体の内部のアース用口出し線の接続部には、張力が加わらないこと。この場合において、張力が加わらないこととは、別表第八1(2)ヲの電源電線等に規定する事項を参照する。 【別表第八1(2)ヲ】 電源電線等は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(略:最小30N)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	5. 構造試験において、アース機構(アース端子)と人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続されていなかった。アース端子と人が触れるおそれのある金属部(基板収納部 外郭)との間の電圧降下が4.71Vであった。	別表第八1(2)ツ(ロ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構は、人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。ただし、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されている部分又はアース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。 (抜粋) 「電氣的に完全に接続」とは、人が触れるおそれのある金属部とアース用端子との間に15Aを連続して通電し、各部に異常な発熱がなく、かつ、その部分間における電圧降下が1.5V以下であること。
	6. 構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部であるコネクタ-接続電線の被覆が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 -電線の被覆の厚み:0.4mm(付加)	別表第八1(2)ツ(ハ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ロ)a(b):付加絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。
	7. 構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部であるコネクタ-の絶縁物が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 -コネクタ-の絶縁物の厚み:0.8mm(基礎)の絶縁のみであった。 -コネクタ-の空間距離:3.6mm(基礎)の絶縁のみであった。	別表第八1(2)ツ(ハ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ロ)a(b):付加絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ハ)b:強化絶縁の空間距離は、(イ)bの表に掲げる値の2倍(5mm)以上であること。
	8. 構造試験において、器体内部のアース端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていなかった。	別表第八1(2)ツ(ニ)b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。
	9. 構造試験において、アース用端子ねじの呼び径が3.0mmであった。	別表第八1(2)ツ(ホ)b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子は、次に適合すること。 端子ねじの呼び径は、4mm(溝付六角頭ねじ、大頭丸平小ねじ及び押し締めねじ形のものにあつては、3.5mm)以上であること。 (解説) 定格電流が15A以下の機器の内部に使用する端子ねじの呼び径は、3.5mm以上とすることができる。



電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	10. 構造試験において、通常の使用状態において、人が触れるおそれのある可動部分であるローラーに、保護柵又は保護網が取り付けられていなかった。	別表第八1(2)ナ (第十一条 機械的危険源による危害の防止) 通常の使用状態において、人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護柵又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。
	11. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	12. 部品及び附属品において、アース用口出し線に、断面積が0.52mm <sup>2</sup> の単心ビニルコードを使用していた。	別表第八1(3)ハ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) アース線は、断面積が1.25mm <sup>2</sup> 以上の単心コードまたは単心キャプタイヤケーブルであること。
	13. 表示において、表示すべき事項である定格消費電力、定格周波数、屋内用の旨の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附票第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) (省略) 2 定格電圧 3 定格消費電力 4 定格周波数 (省略) 6 屋内用のものにあつては、その旨(ベルトコンベア、自動半場機器、両替機、送風機及びその他の電気吸じん機の場合に限る。) (省略)
	14. 構造試験において、キャプタイヤコード若しくはキャプタイヤケーブルであることが要求されている電源電線にその他のゴムコード(VFF)が使用されていた。	別表第八2(80の2)イ(ロ) (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャプタイヤコード若しくはキャプタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75mm <sup>2</sup> 以上のものであること。
	15. 絶縁性能試験において、注水絶縁試験後に、充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗が0MΩであった。	別表第八2(1)ロ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) 附表第三1、2及び3の試験を行ったとき、これに適合すること。 (附表第三3の抜粋) 通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えて、清水を毎分約3mmの水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水し、1時間を経過した時に注水を続けながら1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。 (附表第三1の抜粋) 500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあつては3MΩ以上であり、その他のものにあつては1MΩ以上であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
ベルトコンベア②	1. 通常の使用状態において、本体を専用架台に取付け、最も不利になる状態(架台の最も高く、電装部(重心)が偏った状態)で傾けたとき傾斜角度8.5°で本体が転倒した。	別表第八1(2)ハ (第十一条第一項 機械的危険源による危害の防止) 転倒するおそれのあるものであって、転倒した場合に危険が生ずるおそれのあるものについては、この表に特別に規定するものを除き、次の表の左欄に掲げる種類ごとに同表の右欄に掲げる角度で傾斜させたときに転倒しないこと。 その他のもの: 10°
	2. 構造試験において、電動機の口出し線(器具間配線)がコード止めの位置から器体(電源ボックス)の器体内部に向かって、配線を押込んだとき、内部の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものについては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものについては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	3. 構造試験において、アース機構として設けられているアース線が水中ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器のみに認められている、多心コードの1線を電源プラグから引き出す構造となっていた。	別表第八1(2)ツ(イ) (第七条第一項第一号 感電に対する保護) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものについては、この限りでない。  定格電圧が150Vを超えるものについては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。)又はアース用端子により接地できる構造(以下アース機構という。)であること。 (解説29) 2. 「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器については、多心のコード又はキャブタイヤケーブルの1線を電源プラグから10cm以上引き出してあるものその電線を含む(手持ち形電動工具については、その電線の先端にクリップを取付けてあること)
	4. 構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部であるコネクタの絶縁物が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 -コネクタの絶縁物の厚み: 1.0mm(基礎)の絶縁のみであった。	別表第八1(2)ツ(ハ) (第七条第一項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ロ) a (b): 付加絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。
	5. 構造試験において、通常の使用状態において、人が触れるおそれのある可動部分(ベルトの巻取り機構(ローラー部分))に、保護枠又は保護網が取り付けられていなかった。	別表第八1(2)ナ (第十一条 機械的危険源による危害の防止) 通常の使用状態において、人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護枠又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものについては、この限りでない。
	6. 構造試験において、ベルト回転方向スイッチにスイッチの動作状態を示す表示がなかった。	別表第八1(2)ウ (第十九条 表示) スイッチを有するものについては、スイッチの開閉操作又は開閉状態を文字、記号又は色により見やすい箇所に表示すること。ただし、表示することが困難なものについては、この限りでない。
	7. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものについては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズについては定格電流を、温度ヒューズについては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズについては、この限りでない。
	8. 表示において、定格周波数及び屋内用である旨の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第八) 表示すべき事項 1~3(省略) 4. 定格周波数 5. 該当せず 6. 屋内用のものについては、その旨 (ベルトコンベア、(途中、略)の場合に限る。) 7(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、脱水容量を表示すること。



電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気冷蔵庫	1. 表示及び取扱説明書において、圧縮式機器であるにもかかわらず、本体に、定格電流(A)の表示がなかった。	J60335-2-24(H29)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示を行わなければならない。 一定格入力(W)または定格電流(A)。ただし、アイスクリーム機器以外の圧縮式機器は、定格電流(A)だけで表示すること。
	2. 表示及び取扱説明書において、本体背面に表示されたISO7010記号W021の三角形の高さが、5.5mmであった。	J60335-2-24(H29)7.14 (第十九条 表示等(一般)) ISO7010記号W021の三角形の高さは、15mm以上でなければならない。
	3. 充電部への接近に対する保護について、基礎絶縁のみで絶縁された次の箇所に、試験指が触れた。 イ. 圧縮機用内部配線の被覆 ロ. 庫内灯ソケット用内部配線の被覆及び接続端子保護チューブ ハ. 冷温サーモ用内部配線の被覆及び接続端子保護チューブ なお、内部配線被覆及び保護チューブの厚みは2mm未満であり、2.1.2項(固体絶縁の可触部分は、鋭い器具による貫通を防止できるだけの十分な強度がなければならない。)の機械的強度試験を満足しないため、強化絶縁の絶縁物とはみなせない。	J60335-1(H27)8.2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) クラスII機器及びクラスII構造は、基礎絶縁部分及び基礎絶縁だけで充電部から分離した金属部への偶然的接触に対し適切な保護をする構造であり、かつ、覆っていないなければならない。 クラスII機器及びクラスII構造は、二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から絶縁した部分にしか触れることができないものでなければならない。  (参考) J60335-1(H27)5.14(抜粋) クラスI機器又はクラスI機器が可触非金属部分を持つ場合、その部分は、クラスII構造に関する要求事項への適否について検査する。
空気圧縮機①	1. 構造試験において、ハンガースイッチを接続しない状態で、ハンガースイッチ用接続器の充電部に試験指が触れた。	別表第八1(2)へ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。
	2. 構造試験において、構造上やむを得ず露出するハンガースイッチ接続器用口出し線及び器具間を接続するハンガースイッチ用口出し線を、器体の外方に向かって5Nの張力を加えたとき、及び器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電線と内部端子との接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けられた状態で外部に露出しないものを除く。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	3. 部品及び付属品試験において、部品及び付属品において、ハンガースイッチ接続器用口出し線及びハンガースイッチ用口出し線に、断面積が0.22mm <sup>2</sup> のビニルキャブタイヤコードを使用していた。	別表第八1(3)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源電線等は、別表第六1(3)ロに規定する技術上の基準に適合すること。 (別表第六1(3)ロ(ロ)) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。 a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の右欄に適合するものであり、かつ、100Nの引張荷重を15秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。 (中略) 接続される回路の電圧の区分が「60Vを超え150V以下」のものにあつては、器具間を接続する電線は、別表第一に規定又は別表第十二の規定に適合するコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、断面積が0.75mm <sup>2</sup> (手持ち型の部分(コントローラーを含む。))に至る0.5A以下の回路に使用するものにあつては0.5mm <sup>2</sup> 以上であつて、試料2mを1時間清水中に浸し、単心のもは導体と大地の間に、多心のもは導体相互間及び導体と大地との間に1,000Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えるもの
空気圧縮機②	1. 材料試験において、E種絶縁(耐熱温度区分120℃)である電動機の巻線に、絶縁物の使用温度の上限値が60℃の塩化ビニルの被覆を使用した電動機用リード線及び保護チューブが、直接接続していた。ただし、使用温度の上限値が120℃(基準周囲温度30℃)以上の絶縁物を電線の被覆に使用している場合にあつては、この限りでない。	別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度(E種にあつては120℃以上)に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 (抜粋) 別表第十一(1)ト 耐熱区分がE種以上のものの場合であつて、当該巻線の温度がJIS C4003(1977)「電気機器絶縁の種類」の絶縁の種類に規定する耐熱区分に相当する温度に達しない場合であつても、巻線に接して用いられる絶縁物は、当該耐熱区分以上の絶縁物でなければならない。
	2. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となる電動機内蔵過負荷保護装置の端子部間の空間距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所では1.8mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
空気圧縮機③	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力14Wに対して、測定値が8.69W(電源周波数60Hz、偏差:-37.9%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が10Wを超え30W以下のものの許容差は+25、-30%以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
空気圧縮機④	<p>1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、88.0℃(周囲温度29.0℃)になる電動機外郭の表面に、電源電線及び圧力スイッチ口出し線が接触するにもかかわらず、その内部配線に使用温度の上限値が76℃(補正值16℃)の塩化ビニル被覆の電源電線及び口出し線を使用していた。</p> <p>2. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となる電動機内蔵過負荷保護装置の端子部間の空間距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所では1.8mmであった。</p> <p>3. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力130Wに対して、測定値が97.3W(電源周波数50Hz、偏差:-25.2%)であった。</p>	<p>別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 【別表第四1(1)ロ(ハ) d】 別表第十一1章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気圧縮機(短期使用): 電気用品の階級3 使用温度の補正值: 16℃ 使用温度の上限値: 60℃(塩化ビニル混合物(電線用)) 基準周囲温度: 30℃</p> <p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p> <p>別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1000W以下のものの許容差は+15、-20%以下であること。</p>
空気圧縮機⑤	<p>1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で動作させたとき、次にあげる箇所の最高温度(周囲温度29.0℃)が、使用温度の上限値の温度を超えて使用していた。 イ. 電源電線の分岐点: 93.5℃(塩化ビニル被覆電線) ロ. 圧力スイッチ用口出し線: 90.5℃(塩化ビニル被覆電線) ハ. 運転コンデンサー用口出し線: 77.0℃(塩化ビニル被覆電線) ニ. 閉端接続端子の絶縁物: 102.5℃(ポリアミド) ホ. 電動機清絶縁物及び過負荷保護装置用保護チューブ: 138.7℃(ポリエチレンテレフタレート)</p> <p>2. 構造試験において、電動機固定子巻線が結束されていない箇所があり、巻線に2Nの力を加えたとき、充電部である電動機巻線とアースするおそれのある非充電金属部(電動機外郭等)に接触した。(空間距離が0mm)</p> <p>3. 構造試験において、使用温度の上限値が60℃である塩化ビニル被覆の内部配線に2Nの力を加えたとき、通常の使用状態で103℃(周囲温度29.0℃)となる電動機フレームに接触した。</p> <p>4. 構造試験において、内部配線に2Nの力を加えたとき、鋭利な箇所である電動機フレームの端面に触れ、内部配線の被覆が損傷し、感電等の危険が生ずるおそれがあった。</p> <p>5. 部品及び付属品試験において、圧力スイッチ用口出し線に、断面積が0.5mm<sup>2</sup>のビニルキャプタイヤケーブルを使用していた。</p>	<p>別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 【別表第四1(1)ロ(ハ) d】 別表第十一1章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気圧縮機: 電気用品の階級1 使用温度の補正值: 0℃ 使用温度の上限値: 一イ〜ハ: 60℃(塩化ビニル混合物(電線用)) 一ニ: 90℃(ポリアミド(ナイロン)) 一ホ: 120℃(ポリエチレンテレフタレート) 基準周囲温度: 30℃</p> <p>別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部と間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.0mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p> <p>別表第八1(2)ヌ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) 2Nの力を電線に加えた場合に高温部に接触するおそれのあるものにあつては、接触したときに異状が生ずるおそれのないこと。 (解説19.(3)) 次の場合は、「異状が生ずるおそれ」があるものとみなす。 a 2Nの力を取り去っても、その配線の絶縁物の種類ごとに解釈別表第十一に掲げる値を超える部分に接触している場合 b 2Nの力を加えている間だけ、その配線の絶縁物の種類ごとに解釈別表第十一に掲げる値に40℃を加えた値を超える部分に接触している場合</p> <p>別表第八1(2)ヌ(ハ) (第八条 絶縁性能の保持) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。</p> <p>別表第八1(3)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源電線等は、別表第六1(3)ロに規定する技術上の基準に適合すること。 (別表第六1(3)ロ(ロ)) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。 a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の右欄に適合するものであり、かつ、100Nの引張荷重を15秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。 (中略) 接続される回路の電圧の区分が「60Vを超え150V以下」のものにあつては、器具間を接続する電線は、別表第一に規定又は別表第十二の規定に適合するコード若しくはキャプタイヤケーブルであつて、断面積が0.75mm<sup>2</sup>(手持ち型の部分(コントローラーを含む。))に至る0.5A以下の回路に使用するものにあつては0.5mm<sup>2</sup>)以上であつて、試料2mを1時間清水中に浸し、単心のは導体と大地の間に、多心のは導体相互間及び導体と大地との間に1.000Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えるもの</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	<p>6. 部品及び附属品において、通常の使用状態（平常温度上昇試験）で、表面温度103.0℃(周囲温度29.0℃)となる電動機外郭の表面に接触するにもかかわらず、ビニルキャプタイヤコードを使用していた。</p> <p>7. 表示において、定格消費電力及び屋内用である旨の表示がなかった。</p> <p>8. 平常温度上昇試験において、最高圧力に等しくなるように吐出口を調整した状態で、連続運転したとき、各部の温度が、次のとおりであった。            一電動機の巻線：137.1/138.7℃            一人が容易に触れるおそれのある金属製外郭：100.5/103.0℃            (周囲温度29.5/29.0℃、電源周波数50/60Hz)            ただし、巻線の絶縁の種類がF種絶縁以上の場合は、この限りでない。</p>	<p>別表第八1(3)ロ            (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用)            電源電線等は、別表第六1(3)ロに規定する技術上の基準に適合すること。            (別表第六1(3)ロ(二))            温度が100℃を超える部分に触れるおそれのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャプタイヤコード及びビニルキャプタイヤケーブル以外のものであること。</p> <p>別表第八1(12)            (第十九条 表示等(一般))            附表第六に規定する表示の方式により表示すること。            (附表第六)            表示すべき事項            1～2(省略)            3 定格消費電力            4～5(省略)            6 屋内用のものにあつては、その旨            7～9(省略)            表示の方法            表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、脱水量を表示すること。</p> <p>別表第八2(53)ハ            (第九条 火災の危険源からの保護)            空気タンクを有するものにあつては吐出口を開放にした状態又は圧カススイッチを短絡して圧縮機の最高使用圧力に等しくなるように吐出口を調整した状態のいずれか負荷の大きい方の状態において、(中略)定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて連続して運転し、各部の温度上限がほぼ一定となった時(短時間定格のものにあつては、その表示された定格時間に等しい時間が経過した時)の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。            一巻線            ・A種絶縁：100℃以下            ・E種絶縁：115℃以下            ・B種絶縁：120℃以下            ・F種絶縁：140℃以下            ・H種絶縁：165℃以下            一外郭：人が容易に触れるおそれのあるもの            ・金属製のもの：85℃</p>
ジュース①	材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験）で、112.3℃(周囲温度30.0℃)になる電動機巻線の表面に、内部配線が接触するにもかかわらず、その内部配線に使用温度の上限値が91℃(補正值16℃)の耐熱塩化ビニル被覆の口出し線を使用していた。	<p>別表第八1(1)ロ            (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用)            電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。            [別表第四1(1)ロ(ハ)d]            別表第十一章に掲げる絶縁物であつて、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。            ジュース：電気用品の階級3            使用温度の補正值：16℃            使用温度の上限値：75℃(耐熱塩化ビニル混合物(電線用))            基準周囲温度：30℃</p>
ジュース②	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. 電源基板の印刷配線間であるダイオードブリッジ(DB1)周辺の最小値が1.5mm ロ. ノイズフィルターコイル(LB1)巻線間が1.2mm	<p>別表第八1(2)ト            (第八条 絶縁性能の保持)            極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p>
フードミキサー	表示及び取扱説明書において、附属品の運転回数及び速度設定値が取扱説明書に記載されていなかった。	<p>J60335-2-14(H20)7.12            (第十九条 表示等(一般))            取扱説明書は、附属品の運転回数及び速度設定値を記載しなければならない。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気製めん機①	1. 表示及び取扱説明書において、付属品の運転回数及び速度設定値が取扱説明書に記載されていなかった。	J60335-2-14 (H20) 7. 12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書は、付属品の運転回数及び速度設定値を記載しなければならない。
	2. 構造において、電源から切り離して1秒経過後に測定した差込プラグのピン相互間の電圧が50Vであった。なお、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量は0.97μFであった。	J60335-1 (H20) 22. 5 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) プラグを用いて電源に接続する機器は、通常使用時にプラグのピンに触った場合に、充電されたキャパシタからの電撃を受けるおそれがない構造でなければならない。 備考 定格静電容量が0.1μF以下のキャパシタは、電撃の危険を伴うとはみなさない。 適合は、次の試験を10回行い判定する。 機器に定格電圧を加える。次に、あらゆるスイッチをOFF位置にして、機器を電源から切り離す。機器を電源から切り離して1秒経過後、測定値に影響を及ぼさない計器を用いて、プラグのピン相互間の電圧を測定する。この電圧は、34Vを超えてはならない。
電気製めん機②	耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性において、電源スイッチの樹脂に対し、JISC60695-2-11のグローワイヤ試験を750℃で行ったところ、瞬時に着火しグローワイヤを引き離してからも30秒以上燃え続けた。	J60335-1 (H20) 30. 2. 3 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を保持する非金属材料の部分及びその接続部から3mm以内の距離にある非金属材料に対し、JISC60695-2-11のグローワイヤ試験を行う。 — 通常動作で0.2Aを超える電流が流れる部分の接続部に対しては750℃ JISC60695-2-11より、“試験片の燃焼若しくは赤熱がおきないか、又は次の両方の条件が当てはまる場合、試験片はグローワイヤ試験に十分耐えるものとみなす。 a) グローワイヤを引き離した後、試験片の燃焼又は赤熱が30秒以内に消える。 すなわち $t_e \leq t_a + 30$ 秒 b) 使用した包装用ティッシュの指定の敷物の包装用ティッシュが着火しない。
コーヒーひき機①	1. 構造試験において、手で容易に取り外すことのできるヒューズホルダーを外したとき、ヒューズホルダーの充電部に試験指が触れた。	別表第八1(2)へ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部には、容易に取り外すことのできる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。
	2. 構造試験において、ラインフィルターの極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所でも、3mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
コーヒーひき機②	1. 表示及び取扱説明書において、付属品の運転回数及び速度設定値が取扱説明書に記載されていなかった。	J60335-2-14 (H20) 7. 12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書は、付属品の運転回数及び速度設定値を記載しなければならない。
	2. 温度上昇において、106V50Hzによる2分間の運転で、モーター巻線の温度上昇値が115.5K(周囲温度20.5℃)であった。ただし、巻線の耐熱クラスがH種以上のものにあつては、この限りでない。	J60335-1 (H20) 11. 8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) 巻線及びJISC4003に基づく巻線の耐熱クラスが次の場合： — A種絶縁：91K なお、上記の値は、使用温度の上限値に補正値の階級3の16℃を加えたものである。
	3. 温度上昇試験において、温度が135.5℃になるモーター巻線に、内部配線(耐熱ビニル)が可触していた。	J60335-1 (H20) 11. 8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) ・ 内部配線が塩化ビニル絶縁 <sup>j</sup> ：50K ・ 配線及び巻線以外の絶縁物：熱可塑性 <sup>f</sup> 注 j) この限度値は当該するIEC規格に適合するコード及び配線に適用する。その他の場合、別表第四1(1)ロに適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 注 f) 別表第四1(1)ロに適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 — 別表第四1(1)ロ(ハ)(抜粋) — 別表第十一1章の表に掲げる絶縁物であつて、その使用温度の限度値に補正値を加えた値の状態で使用される場合。 使用温度の上限値(耐熱塩化ビニル)：91℃ なお、上記の値は、使用温度の上限値に補正値の階級3の16℃を加えたものである。
	4. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、クラスII機器であるにもかかわらず、電源コードにシースがない平形コード(VFF)が使用されていた。	J60335-1 (H20) 25. 7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電源コードは、次のものよりグレードの低いものであつてはならない。 — 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の別表第一に適合したコード。ただし、シースがない平形コードを床上専用の機器及びクラス0機器以外の機器に使用してはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気肉切り機①	1. 温度上昇において、L1巻線の温度が、111.5/106.0K(106V/94V、周囲温度24.0/24.0℃)であった。ただし、巻線の耐熱クラスがF種以上のものにあつては、この限りでない。	J60335-1(H20)11.8 (第九条 火災の危険源からの保護) 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋) 巻線及びJISC4003に基づく巻線の耐熱クラスが次の場合： -A種絶縁：75K
	2. 安定性及び機械的危険において、ガードの開口部の上側角度(図102のθ)が82度であった。	J60335-2-14(H20)20.108 (第三条 安全機能を有する設計等) スライス機は、円形状ナイフの周囲にガードを備えていなければならない。そのガードの開口部の上側角度(図102のθ)は75度を超えてはならない。しかし、75度を超えるナイフ露出部分が上から覆われていれば、その角度は90度まででもよい。
	3. 安定性及び機械的危険において、スライス厚さを0に設定したとき、ナイフの外周とスライス厚さを設定する板との距離(親指ガードの平面とナイフとの距離(図102のd))が、6.0mmであった。	J60335-2-14(H20)20.108 (第三条 安全機能を有する設計等) 親指ガードの平面とナイフとの距離(図102のd)は、5mmを超えてはならない。
	4. 構造において、スイッチユニットを器体の外方に向かって20Nの張力を加えたとき、スイッチユニットが外れた。	J60335-1(H20)22.11 (第三条 安全機能を有する設計等) 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、確実な方法で取り付けるとともに通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。 弱くなるおそれがある部分に対して、最も不利となる方向に10秒間徐々に力を加えたとき、試験を行った部分は固定位置に留まっており、かつ、外れてはならない。 - 引張力 a) 指先が容易に滑り落ちないような形状になっている部分50N b) つまむ部分の突起が、取外し方向に対して10mm未満のもの30N
	5. 構造において、速調用のポリウレタンの端子にリード線が単に添えて半田付けされており、緩みが生ずるおそれがあった。(熱収縮チューブ使用の効果はなかった。)	J60335-1(H20)22.31 (第三条 安全機能を有する設計等) 基礎絶縁部分については、電線を半田付けするときは、孔に通すか又はからげなどによって機械的に接続した場合は、十分固定しているものとみなす。
	6. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、電源電線の一線であるアース線が、水色で配色した被覆であった。	J60335-1(H20)25.10 (第八条 絶縁性能の保持) クラス0I機器で接地線を附属する場合、接地端子に接続する電線は、緑と黄色で配色した被覆をもっていなければならない。
	7. 沿面距離、空間距離及び固体絶縁において、固体絶縁の厚みが下記のとおりであった。 ・スイッチつまみ：1.1mm(強化絶縁)	J60335-1(H20)29.3 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 固体絶縁は、強化絶縁については2mmの最小厚さがなければならない。



電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気肉切り機②	1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、80.5℃(周囲温度30.0℃)になる電源電線の外側被覆に、使用温度の上限値が68℃(補正值8℃)の塩化ビニル被覆の電源電線を使用していた。	別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 〔別表第四1(1)ロ(ハ) d〕 別表第十一1章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気肉切り機：電気用品の階級2 使用温度の補正值：8℃ 使用温度の上限値：60℃(塩化ビニル混合物(電線用)) 基準周囲温度：30℃
	2. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、102.5℃(周囲温度：30.0℃)になる電動機接続部の保護絶縁チューブに、使用温度の上限値が83℃(補正值8℃)のポリオレフィンチューブを使用していた。	別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 〔別表第四1(1)ロ(ハ) d〕 別表第十一1章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気肉切り機：電気用品の階級2 使用温度の補正值：8℃ 使用温度の上限値：75℃(ポリオレフィン) 基準周囲温度：30℃
	3. 構造試験において、人が触れるおそれのある金属製の厚さ調整用支持部とアース線との間に15Aが通電できず、電氣的に完全に接続されていなかった。 また、器体内部にて、電動機用リード線が触れており、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 —電動機リード線の厚み：0.4mm(強化)	別表第八1(2)ツ(ロ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構は、人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続しており、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。ただし、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されている部分又はアース機構に接続された金属の外側の部分にあっては、この限りでない。
	4. 構造試験において、アース用端子ねじの呼び径が3mmであった。	別表第八1(2)ツ(ホ) b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子は、次に適合すること。 端子ねじの呼び径は、4mm(溝付六角頭ねじ、大頭丸平小ねじ及び押し締めねじ形のものにあっては、3.5mm)以上であること。 (解説) 定格電流が15A以下の機器の内部に使用する端子ねじの呼び径は、3.5mm以上とすることができる。
	5. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力250Wに対して、測定値が119.1/112.1W(電源周波数50/60Hz、偏差：-5.2.4/-5.2%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超1000W以下のものの許容差は±15%以下であること。
	6. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数0.5265MHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、62.4/62.0dB(測定周波数0.5265MHz/0.5265MHz・電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十5章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあっては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあっては60dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気パン切り機	1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となるリレー巻線用端子部間の空間距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所では、8mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が56.8V(差し込み刃を引き抜いてから1秒後に測定した電圧の値)であった。なお、差し込み刃側から見た回路の総静電容量は0.2μFであった。	別表第八1(2)ヤ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあつては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は1秒後において、45V以下であること。ただし、差し込み刃側から見た回路の総静電容量が0.1μF以下であるものにあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、電源電線(アース線を含む)を器体の外方に向かって5Nの張力を加えたとき、保護プッシングが外れた。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けられた状態で外部に露出しないものを除く。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
荷造機械	1. 構造試験において、内部配線に2Nの力を加えたとき、可動部であるファンモーターに接触するため、内部配線の被覆が損傷するおそれがあった。	別表第八1(2)ヌ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) 2Nの力を電線に加えたときに可動部に接触するおそれがないこと。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。
	2. 構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 一電源スイッチ表面の合成樹脂の厚み:1.4mm(基礎) 一トランス1次側の絶縁テープの厚み:0.4mm(基礎) 一内部配線の被覆の厚み:1.0mm(基礎)	別表第八1(2)ツ(ハ) (省令第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。
	3. 構造試験において、通常の使用状態で可動部であるファンモーターに触れた。	別表第八1(2)ナ (第十一条 機械的危険源による危害の防止) 通常の使用状態において、人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護柵又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。
文書細断機①	1. 表示において、銘板等に定格休止時間の表示がなかった。	J60950-1(H26)1.7.3 (第十九条 表示等(一般)) 短時間繰返し動作 構造的に動作時間を制限しない限り、連続動作を意図しない機器については定格動作時間及び定格休止時間を表示しなければならない。 定格動作時間の表示は、通常使用に相当するものでなければならない。 定格動作時間の表示は、定格休止時間(ある場合には)より先にし、それぞれを斜線(/)で分けて表示する。
	2. 配線・接続及び電源の供給において、内部配線の導体がはんだのみで基板に接続されていた。なお、導体は、はんだ付け前にフックイン等が行われていなかった。切れた際、可触金属部へ一次配線が接触した。	J60950-1(H26)3.1.9 (第七条 感電に対する保護) 導体の接続箇所 はんだ付け端子接続の場合は、導体を所定の位置に保持するために、はんだ付けだけに依存することがないように導体を配置又は固定しなければならない。
	3. 平常温度上昇試験において、3分運転/60分休止(取扱説明書に記載)で運転中に安全装置(温度過昇防止装置)が動作した。 (通電後、約2分50秒後) 定格細断枚数:5枚	J60950-1(H26)4.5.2 (第二条第1項 安全原則) 温度試験 温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが動作してはならない。
文書細断機②	1. 表示において、銘板等に定格休止時間の表示がなかった。	J60950-1(H27)1.7.3 (第十九条 表示等(一般)) 短時間繰返し動作 構造的に動作時間を制限しない限り、連続動作を意図しない機器については定格動作時間及び定格休止時間を表示しなければならない。 定格動作時間の表示は、通常使用に相当するものでなければならない。 定格動作時間の表示は、定格休止時間(ある場合には)より先にし、それぞれを斜線(/)で分けて表示する。
	2. 配線・接続及び電源の供給において、内部配線の導体がはんだのみで基板に接続されていた。なお、導体は、はんだ付け前にフックイン等が行われていなかった。切れた際、可触金属部へ一次配線が接触した。	J60950-1(H27)3.1.9 (第七条 感電に対する保護) 導体の接続箇所 はんだ付け端子接続の場合は、導体を所定の位置に保持するために、はんだ付けだけに依存することがないように導体を配置又は固定しなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
文書細断機③	1. 衝撃試験において、器体側面(通風孔部)に1.3mの高さより質量500gの鋼球を落下させたとき、外郭が破損し内部のモーターコイルに試験指が触れた。	J60950-1(H29)4.2.5 (第十一条 機械的危険源による危害の防止) 衝撃試験 破損した場合に危険な部分に人がアクセスするおそれがあるエンクロージャの外面には、次の試験を行う。 直径が約50mmで、質量が(500±25)gの固くて表面が滑らかな鋼球を、垂直距離(H)1.3m(図4A参照)の高さから試験サンプルの上に自然落下させる(垂直面には、この試験を行わない)。 さらに、水平方向の衝撃を加えるために、上記鋼球をコードでつるして、それを垂直距離(H)1.3mの高さから試験サンプルに振子状に落下させる(図4A参照)(水平面には、この試験を行わない)。代替として、試験サンプルを各々の水平軸に対して90°回転させ、上記の垂直衝撃試験と同様にして行ってもよい。
	2. 平常温度上昇試験において、15分運転/60分休止で運転中に安全装置(温度過昇防止装置)が動作した。 (通電後、約12分後) 定格細断枚数:6枚	J60950-1(H29)4.5.2 (第二条第1項 安全原則) 温度試験 温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが、作動してはならない。
文書細断機④	1. 説明書において、「プラグ接続形機器の近傍にコンセントがあり、かつ、そのコンセントには、容易にアクセス可能でなければならない」旨の記載がなかった。	J60950-1(H27)1.7.2.2 (第十九条 表示等(一般)) 遮断デバイス 遮断デバイスを組み込んでいない機器(3.4.3参照)、又は電源コードのプラグを抜くことによって電源を切り離すことを意図した機器の場合は、設置指示書に次のことを記載しなければならない。 プラグ接続形機器の場合は、機器の近傍にコンセントがあり、かつ、そのコンセントには、容易にアクセスできなければならない。
	2. 表示において、電流ヒューズ近傍に定格を示す表示がなかった。ただし、サービス指示書の中で、明確な相互参照記号を用いて記載されている場合は、この限りでない。	J60950-1(H27)1.7.6 (第十九条 表示等(一般)) ヒューズの識別 ヒューズ若しくはヒューズホルダの近傍又はヒューズホルダ表面にヒューズの定格電流を示す表示がなければならない。ただし、ヒューズと表示との対応が明らかな場合は、他の場所に表示があってもよい。また、異なった定格電圧のヒューズが取り付けられるおそれがある場合は、ヒューズの定格電圧も表示しなければならない。 遅延、遮断容量など、特殊な溶断特性をもつヒューズを使用する必要がある場合は、その種類も表示しなければならない。 操作者アクセスエリア以外に取り付けたヒューズ、及び操作者アクセスエリアではんだ付けによって取り付けられたヒューズの場合は、関連する指示を記載したサービス指示書の中で、明確な相互参照記号を用いてもよい。
	3. 配線・接続及び電源の供給において、内部配線の導体はんだのみで接続されていた。なお、導体は、はんだ付け前にフックイン等が行われていなかった。 切れた際、可触金属部へ一次配線が接触した。	J60950-1(H27)3.1.9 (第七条 感電に対する保護) 導体の接続箇所 はんだ付け端子接続の場合は、導体を所定の位置に保持するために、はんだ付けだけに依存することがないように導体を配置又は固定しなければならない。
	4. 平常温度上昇試験において、2分運転/45分休止で運転中に安全装置(温度過昇防止装置)が動作した。 (通電後、3サイクル目) 定格細断枚数:5枚	J60950-1(H27)4.5.2 (第二条第1項 安全原則) 温度試験 温度過昇防止器及び過電流保護デバイスが作動してはならない。
文書細断機⑤	1. 材料試験において、95.1℃(周囲温度30℃に換算)になる巻線の表面に使用温度の上限値が91℃(75℃に補正値を加えた上限値91℃、基準周囲温度30℃)の耐熱塩化ビニル被覆の口出し線が触れていた。	別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 一別表第四1(1)ロ(ハ)(抜粋)一 次のいずれかに適合するものが使用されている場合、「温度に十分耐え」るものとみなす。 (抜粋) 別表第十一第一章の表に掲げる絶縁物であって、その使用温度の限度値に補正値を加えた値の状態で使用される場合。 電気ポンプ:電気用品の階級3 使用温度の補正値:16℃ 使用温度の上限値:75℃(耐熱塩化ビニル) 基準周囲温度:30℃
	2. 構造試験において、整流子モーター内部のサーマルプロテクタ間(サーマルプロテクタが動作した際、異極となる部分(100V))の空間距離が1.9mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。



電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
ラミネーター①	<p>1. 絶縁物を通しての距離において、一次側回路(ピーク動作電圧: 141V)の配線に、10Nの力を加えたとき可触金属部であるヒーターフレームに接触するにもかかわらず、絶縁物を通しての距離が、次のとおりであった。 イ. NTC用配線被覆の絶縁体: 0.3mm(強化絶縁) ロ. NTC用配線の保護チューブの絶縁体: 0.2mm(付加絶縁) ハ. ヒーター用配線の保護チューブの絶縁体: 0.2mm(付加絶縁)</p> <p>2. 導体の接続箇所において、次にあげる配線の接続部で、接続部から離脱が生じたときに、配線に10Nの力を加えて測定した空間距離又は沿面距離が規定値以下となるにもかかわらず、接続部及びその近傍に固定されていなかった。 イ. ヒーター用配線: 閉端接続子の圧着 ロ. 電源基板用配線: 穴に通してはんだ付け(フックインなし)</p> <p>3. 材料の温度限度において、各部の最高温度が、次のとおりであった。 — 電動機の巻線: 118.2℃ — 内部配線(電源電線の線心、温度表示なし): 89.5℃(電源電圧106V、電源周波数50/60Hz、周囲温度25.0℃) ただし、巻線の耐熱クラスがB種絶縁以上の場合は、この限りでない。</p>	<p>J60950-1(H27)2.10.5.2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) ピーク動作電圧が71Vを超える場合は、付加絶縁又は強化絶縁は、単層の場合0.4mm以上の絶縁物を通しての距離をもたなければならない。</p> <p>J60950-1(H27)3.1.9 (第八条 絶縁性能の保持) 導体及びその端子(例 環形端子及び扁平連結端子)は、通常使用時に沿面距離又は空間距離が2.10(又は附属書G)に規定する値を下回るような移動ができない手段(例 バリア又は固定)を備えるか、又はそのように終端しなければならない。 導体の接続には、はんだ付け、溶接、圧着、押込み(ねじなし)及びこれらに類する接続方法を用いてよい。はんだ付け端子接続の場合は、導体を所定の位置に保持するために、はんだ付けだけに依存しないように導体を配置又は固定しなければならない。 (中略) その接続点近傍の導体に10Nの力を加える。導体は、離脱又はその端子を軸にした回転によって、沿面距離又は空間距離が2.10(又は附属書G)に規定する値を下回ってはならない。</p> <p>J60950-1(H27)4.5.3 (第九条 火災の危険源からの保護) 材料及びコンポーネントの温度は、表4Bに規定する値を超えてはならない。 絶縁(巻線絶縁を含む。) — 耐熱クラス105の材料(A): 100℃ — 耐熱クラス120の材料(E): 115℃ — 耐熱クラス130の材料(B): 120℃ 内部配線及び電源コードを含む外部配線のゴム絶縁又はPVC絶縁 — 温度表示がないもの: 75℃ — 温度表示付きのもの: 温度表示の値</p>
ラミネーター②	<p>1. 表示の耐久性において、手で水を浸した布を用いて15秒間こすり、次に、石油を浸した布を用いて15秒間こすったあと、表示銘板に反りが生じた。</p> <p>2. 導体の接続箇所において、次にあげる配線の接続部で、接続部から離脱が生じたときに、配線に10Nの力を加えて測定した空間距離又は沿面距離が規定値(空間距離1.0mm/沿面距離1.4mm)以下となるにもかかわらず、接続部及びその近傍に固定されていなかった。 イ. 電源コードスイッチ用配線: 閉端接続子の圧着 ロ. スイッチ温度ヒューズ用配線: 閉端接続子の圧着 ハ. 電源基板モーター用配線: 穴に通してはんだ付け(フックインなし)</p> <p>3. 材料の温度限度において、電動機巻線の最高温度が、119.0℃(電源電圧106V、電源周波数50/60Hz、周囲温度25.0℃)であった。 ただし、巻線の耐熱クラスがB種絶縁以上の場合は、この限りでない。</p>	<p>J60950-1(H27)1.7.11 (第十九条 表示等(一般)) 表示は、耐久性があり、かつ、容易に判読できなければならない。表示の耐久性に関しては、通常使用による影響を考慮しなければならない。 適否は、目視検査、及び表示を手で水を浸した布を用いて15秒間こすり、次に、石油を浸した布を用いて15秒間こすることによって判定する。この試験を行った後、表示が容易に判読できなければならない。また、表示銘板は、容易に取り外すことができず、かつ、反りが生じてはならない。</p> <p>J60950-1(H27)3.1.9 (第八条 絶縁性能の保持) 導体及びその端子(例 環形端子及び扁平連結端子)は、通常使用時に沿面距離又は空間距離が2.10(又は附属書G)に規定する値を下回るような移動ができない手段(例 バリア又は固定)を備えるか、又はそのように終端しなければならない。 導体の接続には、はんだ付け、溶接、圧着、押込み(ねじなし)及びこれらに類する接続方法を用いてよい。はんだ付け端子接続の場合は、導体を所定の位置に保持するために、はんだ付けだけに依存しないように導体を配置又は固定しなければならない。 (中略) その接続点近傍の導体に10Nの力を加える。導体は、離脱又はその端子を軸にした回転によって、沿面距離又は空間距離が2.10(又は附属書G)に規定する値を下回ってはならない。</p> <p>J60950-1(H27)4.5.3 (第九条 火災の危険源からの保護) 材料及びコンポーネントの温度は、表4Bに規定する値を超えてはならない。 絶縁(巻線絶縁を含む。) — 耐熱クラス105の材料(A): 100℃ — 耐熱クラス120の材料(E): 115℃ — 耐熱クラス130の材料(B): 120℃</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
ラミネーター③	1. 表示において、プラグ接続機器であるにもかかわらず、取扱説明書に「機器の近傍にコンセントがあり、かつ、そのコンセントには、容易にアクセスできなければならない」旨の表示がなかった。	J60950-1(H22)1.7.2 (第十九条 表示等(一般)) 次の表示をしなければならない。 —プラグ接続機器の場合には、機器の近傍にコンセントがあり、且つそのコンセントは、容易にアクセスできなければならない。
	2. 材料の温度限度において、電動機巻線の最高温度が、141.5℃(電源電圧106V、電源周波数50/60Hz、周囲温度25.0℃)であった。ただし、巻線の耐熱クラスがH種絶縁以上の場合、この限りでない。	J60950-1(H22)4.5.1 (第九条 火災の危険源からの保護) 材料及びコンポーネントの温度は、表4Bに規定する値を超えてはならない。 絶縁(巻線絶縁を含む。) — A種の材料:100℃ — E種の材料:115℃ — B種の材料:120℃ — F種の材料:140℃ — H種の材料:165℃
	3. エンクロージャの上面及び側面開口において、給紙用開口部の直下に、危険電圧箇所であるサーミスタがあった。	J60950-1(H22)4.6.1 (第五条 使用者及び使用場所を考慮した安全設計) 可搬形機器(4.6.4参照)のエンクロージャを除き、エンクロージャの上面及び側面の開口は、異物が開口を通して侵入し、裸の通電部分に接触し危険を生じることがないように位置にする又はそのような構造にしなければならない。 (抜粋) 適否は、目視検査及び測定によって判定する。 4.6.2(上記段落参照)が適用される防火用エンクロージャの側面部分を除き、次のいずれであっても、要求事項を満たすとみなす(他の構造であってもよい。) — 開口のあらゆる寸法が、5mm以下。 — 開口の長さに関係なく、幅は1mm以下。 — 垂直方向の異物の混入を防止してある上面開口(例 図4B参照) — 垂直方向に落下した外部の異物を外側にそらすような形のルーバーを備えた側面開口(図4C参照) — 上面又は側面の開口で、その真下及び図4Dに示したVの範囲内(開口の大きさまで、5°の垂直投影より仕切られた空間)のいずれにも、次の危険な裸の導電部分がない。
ラミネーター④	1. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、85.0℃(周囲温度30.0℃)になるトライアック(Q1)に、内部配線が接触しているにもかかわらず、その内部配線に使用温度の上限値が68℃(補正值8℃)の塩化ビニル被覆の電線を使用していた。	別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 [別表第四1(1)ロ(ハ)d] 別表第十一1章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 ラミネーター:電気用品の階級2 使用温度の補正值:8℃ 使用温度の上限値:60℃(塩化ビニル混合物(電線用)) 基準周囲温度:30℃
	2. 二重絶縁構造において、サーミスター用内部電線(基礎絶縁)に2Nの力を加えたとき、差し入れ口より当該内部配線が露出した。	別表第八1(7)イ(ロ)b (第八条 絶縁性能の保持) 付加絶縁の空間距離は、(イ)bの表に掲げる値(2mm)以上であること。
	3. 二重絶縁構造において、外傷を受けるおそれのあるスイッチつまみの絶縁物の厚さが、1.2mmであった。	別表第八1(7)イ(ハ)a(a) (第八条 絶縁性能の保持) 強化絶縁の絶縁物は、器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、2mm以上であること。
	4. 二重絶縁構造において、器体内部のサーミスター用電線が、接続部及びその近傍に固定されておらず、電線の接続部が外れたときに、差し入れ口及び器体底面の開口部より、当該電線が露出した。	別表第八1(7)リ(ロ) (第八条 絶縁性能の保持) 電線の接続は、次に適合すること。ただし、接続部が緩み又は外れたときに、電線に2Nの力を加えて測定した付加絶縁の空間距離又は強化絶縁の空間距離が(イ)bの表に掲げる距離の1/2以上あるものにあつては、この限りでない。この場合において、基礎絶縁の空間距離にあつては(イ)bの表に掲げる距離以上であること。 (イ)電線をねじ又はナットを用いて接続するものにあつては、ばね座金又は歯付き座金を介して締め付けてあること。 (ロ)(イ)以外により接続するものにあつては、電線を接続部及びその近傍に固定してあること。
	5. 二重絶縁構造において、器体内部のサーミスター用電線を固定している樹脂板がねじを用いて取り付けられているにもかかわらず、ばね座金若しくは歯付き座金を介さず、1箇所で締め付けていた。	別表第八1(7)ヌ (第八条 絶縁性能の保持) 部品等をねじ又はナットを用いて取り付けの場合にあつては、ばね座金若しくは歯付き座金を介して又は2箇所以上で締め付けてあること。ただし、取り付け部が緩み又は外れたときに、部品等に2Nの力を加えて測定した付加絶縁の空間距離又は強化絶縁の空間距離が(イ)bの表に掲げる距離の1/2以上あるものにあつては、この限りでない。この場合において、基礎絶縁の空間距離にあつては(イ)bの表に掲げる距離以上であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
ラミネーター⑤	<p>1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)が次のとおりであった。 イ. 電流ヒューズ(FUSE)端子とヒューズ下の印刷配線との間が2.0mm ロ. 電流ヒューズ(FUSE)端子とファストン端子(HOT2)との間が2.0mm ハ. 抵抗器(R1)の端子間が2.0mm</p> <p>2. 表示において、定格時間の表示がなかった。 なお、取扱説明書には、「30分以上連続で使用しない」旨が記載されていたので、短時間定格機器とした。</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p> <p>別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1~6(省略) 7 短時間定格のものにあつては、定格時間 8~9(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、脱水容量を表示すること。</p>
毛髪乾燥機①	<p>1. 構造試験において、弱運転用ダイオードが固定して取り付けられていないため、使用中に移動し、電熱線に接触して内部配線と短絡するなど、火災及び感電のおそれがある。</p> <p>2. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となる電動機巻線と温度ヒューズ端子との間の空間距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所で1.1mmであった。</p> <p>3. 構造試験において、マイナスイオン発生器の尖頭電圧が3,980Vであるにもかかわらず、高圧のため注意を要する旨の表示が施されていない。</p>	<p>別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであつて、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。]</p> <p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。</p> <p>別表第八1(2)テ (第十九条 表示等(一般)) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が600Vを超える部分を有するものにあつては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示してあること。</p>
毛髪乾燥機②	<p>1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。</p> <p>2. 内部配線において、電源電線の内部配線に鋭利な箇所であるスイッチ端子に触れており、内部配線の被覆が損傷していた。</p> <p>3. 妨害波試験(妨害波電力)において、準尖頭値が最大55.2/55.3dB(測定周波数:206.8/206.8MHz、電源電圧:110V、電源周波数50/60Hz)及び、62.8/63.5dB(測定周波数:193.1/193.1MHz、電源電圧:264V、電源周波数:50/60Hz)であった。</p>	<p>J60335-1(H27)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 —Y形取付けの機器の場合:電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するため、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行わなければならない。</p> <p>J60335-1(H20)23.1 (第八条 絶縁性能の保持) 配線路は、滑らかでなければならない、かつ、とがった角があつてはならない。 電線は、その絶縁物を傷つけるおそれがあるバリ、冷却フィン、その他これらに類する角の部分に接触することがないように保護しなければならない。</p> <p>J5014-1(H20)4.1.2 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、周波数が30MHz以上300MHz以下の周波数範囲で、準尖頭値にあつては51~55dB以下、平均値にあつては41~45dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気バリカン	1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、定格入力又は定格電流、クラスⅡ機器の記号及び定格電圧範囲に対する定格入力又は定格電流が表示されていなかった。	J60335-1(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示を行わなければならない。 一定格入力又は定格電流 ークラスⅡ機器の場合にはIEC60417の記号5172 一定格電圧範囲を表示した機器には、定格電圧範囲に対する定格入力又は定格電流
	2. 耐熱性試験において、プラグの刃を保持している熱可塑性樹脂製の構造材に、ボールプレッシャー試験(125℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が4.5mm以上であった。	J60335-1(H20)30.1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を含む充電部を保持する絶縁物は、十分な耐熱性を有していなければならない。 ボールプレッシャー試験をすることによって適否を判定する。 最高温度上昇値に40℃±2℃を加えた温度(充電部の保持部については少なくとも125℃±2℃)で試験を行い、へこんだ穴の直径は、2mm以下でなければならない。
	3. 妨害波試験(端子電圧:負荷端子・補助端子)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。(疑似手なし) イ、+端子:直流電源装置側 周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「77.8/77.7dB」(測定周波数1.134/1.134MHz)、平均値の最大値が「71.3/71.3dB」(測定周波数1.134/1.134MHz) ロ、+端子:直流電源装置側 周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「77.2/77.2dB」(測定周波数1.153/1.153MHz)、平均値の最大値が「70.8/70.8dB」(測定周波数0.500/0.500MHz) ハ、+端子:バリカン側 周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「78.0/77.8dB」(測定周波数1.139/1.139MHz)、平均値の最大値が「71.6/71.3dB」(測定周波数1.139/1.139MHz) ニ、+端子:バリカン側 周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「77.5/77.4dB」(測定周波数1.111/1.111MHz)、平均値の最大値が「70.9/70.7dB」(測定周波数1.111/1.111MHz)	J5014-1(H20)4.1.1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧(負荷端子・補助端子)は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては100dB、平均値にあつては90dB、周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては74dB、平均値にあつては64dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあつては74dB、平均値にあつては64dB以下であること。
	4. 妨害波試験(端子電圧:負荷端子・補助端子)において、電源電圧240V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。(疑似手なし) イ、+端子:直流電源装置側 周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「83.5/83.3dB」(測定周波数0.500/0.500MHz)、平均値の最大値が「77.2/76.9dB」(測定周波数0.500/0.500MHz) ロ、+端子:直流電源装置側 周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「83.0/83.2dB」(測定周波数0.500/0.500MHz)、平均値の最大値が「76.9/76.9dB」(測定周波数0.500/0.500MHz) ハ、+端子:バリカン側 周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「83.2/83.3dB」(測定周波数0.500/0.500MHz)、平均値の最大値が「77.1/77.0dB」(測定周波数0.500/0.500MHz) ニ、+端子:バリカン側 周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「83.2/83.3dB」(測定周波数0.500/0.500MHz)、平均値の最大値が「77.0/77.2dB」(測定周波数0.500/0.500MHz)	J5014-1(H20)4.1.1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧(負荷端子・補助端子)は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては100dB、平均値にあつては90dB、周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては74dB、平均値にあつては64dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあつては74dB、平均値にあつては64dB以下であること。
サーキュレーター①	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所では2.3mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
サーキュレーター②	異常運転に関して、バリスタが電流ヒューズなどの保護装置を介さずに取り付けられており、故障で短絡した場合に火災などのおそれがあった。	J60335-1(H20)19.1 (第九条 火災の危険源からの保護) 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、安全性、又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できるような構造でなければならない。電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないような設計であり、使い方でなければならない。(省略)
サーキュレーター③	充電部への接近に対する保護において、取扱説明書に従い着脱できる部分を取り外した後、JISC0922テストプローブ13をモータ外郭開口部から挿入した時、テストプローブが充電部である巻線に触れた。	J60335-1(H20)8.1.2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) JISC0922のテストプローブ13を、特別な力を加えずに、クラス0機器、クラスⅡ機器又はクラスⅡ構造の開口部に当てる。 (省略) テストプローブが充電部に触れてはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
サーキュレーター④	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所では1.5mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
送風機①	1. 構造試験において、アース用口出し線(プラグから出ている形状:緑色)及び器体内部のアース線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。
	2. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力337Wに対して、測定値が201W(電源周波数50Hz、偏差:-40.3%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1000W以下のものの許容差は+15、-20%以下であること。
	3. 表示において、屋外用又は屋内用である旨の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1~4(省略) 5 屋外用のものにあつては、その旨 6 屋内用のものにあつては、その旨 7(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、脱水量を表示すること。
送風機②	電源接続及び外部可とうコードにおいて、電源電線の一線であるアース線が、緑で配色した被覆であった。	J60335-1(H20)25.10 (第八条 絶縁性能の保持) クラス0I機器で接地線を附属する場合、接地端子に接続する電線は、緑と黄色で配色した被覆をもっていなければならない。
送風機③	1. 構造試験において、器体内部のアース線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。
	2. 構造試験において、器体内部のアース用端子ねじを、アース線とアース用渡り線及びアース表示板の取り付けに兼用していた。	別表第八1(2)ツ(ホ)c (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子はアース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。
送風機④	構造試験において、器体内部のアース線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。
送風機⑤	1. 構造試験において、任意にアース機構を設ける機器で、キャプタイヤケーブルの線心の1を電源プラグからアース線として引き出している構造であるにもかかわらず、その電線が6cmしか引き出されていなかった。また、その電線の先端にクリップを取り付けてあった。	別表第八1(2)ツ(イ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 外部の見やすい箇所にアース用端子又はアース線を設けてあること。ただし、電源プラグのアースの刃で接地できる構造のものはこの限りでない。 (解説)29.ソ(2) 「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあっては、多心のコード又はキャプタイヤケーブルの1線を電源プラグから10cm以上引き出してあるものその電線を含む(手持ち形の電動工具にあっては、その電線の先端にクリップを取り付けてあること。)
	2. 構造試験において、アース用口出し線(プラグから出ている形状:緑色)及び器体内部のアース線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。
電気除湿機	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(100V)である印刷配線(N側)とジャンパー線(J4)との間の空間距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所では2.2mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
電気温風機①	表示及び取扱説明書において、シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器であるにもかかわらず、機器に「電源コードに重いものをのせたり、機器にはさまない」旨、及びISO7000の記号番号0434の記号の表示がなかった。	J60335-2-30(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) シースのないコードを使用する可搬形床上専用機器には、次の内容を表示しなければならない。 -警告:電源コードに重いものをのせたり、機器にはさまない -高さ10mm以上のISO7000の記号番号0434の記号



電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気温風機②	構造試験において、開路時に異極となるバイメタル式サーモスタット(過昇温度防止装置)の100V充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が1.7mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
電気温風機③	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に「ヒータをコンセントのすぐ下に置いてはならないこと」が明記されていなかった。	J60335-2-30(H20)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書は、ヒータをコンセントのすぐ下に置いてはならないことを明記しなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記載がなかった。	J60335-1(H20)7.12.5 (第十九条 表示等(一般)) 電源コードについて、取扱説明書は、次の内容を含んでいなければならない。 —Y形取付けの機器の場合。 電源コードが破損した場合、コードの交換は危険を防止するために、製造業者若しくはその代理店又は同等の有資格者によって行われなければならない。
電気加湿機	構造試験において、電流ヒューズの定格電流の表示が銘板及び取付部近傍になかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
空気清浄機	1. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズが1.6Aであるにもかかわらず、取付け部にある定格電流の表示が2Aであった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
	2. 構造試験において、高電圧発生ユニットの出力尖頭電圧が1.83kVであるにもかかわらず、その近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。	別表第八1(2)テ (第十九条 表示等(一般)) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の尖頭電圧が600Vを超える部分を有するものにあつては、その近傍又は外郭の見やすい箇所に容易に消えない方法で高圧のため注意を要する旨を表示してあること。
電気角のみ機	1. 構造試験において、電動機の回転子を拘束した状態で、定各周波数に等しい周波数を定格電圧に等しい電圧で連続して加えたとき、著しい発煙が生じ、外郭の温度が170℃となり基準を超えていた。	別表第八1(2)レ (第三条第1項 安全機能を有する設計等) 電動機の回転子を拘束した状態で、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して各部の温度上昇がほぼ一定となるまで加えたとき、機器に発火及び著しい発煙等の異常が生ずることがなく、器体の外郭の温度が150℃以下であり、かつ、充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は0.1MΩ以上であること。
	2. 構造試験において、アース用口出し線(プラグから出ている形状:緑色)にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、器体内部のアース線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。
	4. 構造試験において、器体内部のアース用端子ねじをアース線と電源ボックスの取付に兼用していた。	別表第八1(2)ツ(ホ)c (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子はアース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。
	5. 平常温度上昇試験において、使用中に人が容易に触れるおそれのある外郭(電動機外郭表面(金属))が75.0℃(周囲温度30.0℃)となり基準を超えていた。	別表第八2(64)ハ(イ) (第八条 絶縁性能の保持) 使用中に人が容易に触れるおそれのある外郭の温度(金属製のものは)65℃以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気刃物研ぎ機①	1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となる電動機内蔵過負荷保護装置の端子部間の空間距離(沿面距離を含む)が、その他の箇所で2.1mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、充電部である電動機巻線とアースするおそれのある非充電金属部である電動機外郭との間の空間距離が、その他の箇所で1.0mmであった。	別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.0mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	3. 二重絶縁構造において、基礎絶縁により絶縁された金属外郭底面に試験指が触れた。なお、金属外郭底面は、電動機外郭と導通があり、充電部との間の絶縁は、次のとおりであった。 一 電動機の溝絶縁の厚み: 0.2mm(強化) 一 電動機巻線と電動機外郭との間の絶縁距離: 1.0mm(強化)	別表第八1(7)ハ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部及び基礎絶縁物には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ハ) a (b): 強化絶縁の絶縁物は、外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0.8mm以上であること。ただし、機械的応力を受けるおそれのない箇所に使用する3層以上の絶縁物であって、それぞれ隣接する2層が附表第三2(4)に規定する強化絶縁の試験に適合するものにあつては、この限りでない。 別表第八1(7)イ(ハ) b: 強化絶縁の空間距離(沿面距離を含む。)は、(イ) bの表に掲げる値の2倍(4mm)以上であること。
	4. 二重絶縁構造において、内部配線(電源電線含む)が接続部及びその近傍に固定されていなかった。なお、接続部が外れたときに電線に2Nの力を加えたときにアースするおそれのある非充電金属部である金属外郭底面に接触する。	別表第八1(7)リ(ロ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 電線の接続は、次に適合すること。ただし、接続部が緩み又は外れたときに、電線に2Nの力を加えて測定した付加絶縁の空間距離又は強化絶縁の空間距離がイ(イ) bの表に掲げる距離の1/2以上あるものにあつては、この限りでない。この場合において、基礎絶縁の空間距離にあつてはイ(イ) bの表に掲げる距離以上であること。 (イ) 電線をねじ又はナットを用いて接続するものにあつては、ばね座金又は歯付き座金を介して締め付けてあること。 (ロ) (イ) 以外により接続するものにあつては、電線を接続部及びその近傍に固定してあること。
電気刃物研ぎ機②	1. 沿面距離、空間距離及び固体絶縁において、基礎絶縁である充電部と中間金属部との間(整流子固定金具—電動機外郭間)の沿面距離が、1.2mmであった。	J60335-1(H20)29.2.1 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 基礎絶縁の沿面距離は、表17に規定する値(1.5mm:動作電圧100V、汚損度2、材料グループⅢa)以上でなければならない。
	2. 沿面距離、空間距離及び固体絶縁において、機能絶縁である電源基板の印刷配線間(電流ヒューズ間)の沿面距離が1.0mmであった。	J60335-1(H20)29.2.4 (第八条 絶縁性能の保持) 機能絶縁の沿面距離は、表18に規定する値(1.5mm:動作電圧100V、汚損度2、材料グループⅢa)以上でなければならない。しかし、沿面距離は、機能絶縁を短絡した状態で19.に適合する場合は、減じてよい。
	3. 妨害波試験(端子電圧)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。 イ. 周波数が0.15~0.35MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が72.3/72.2dB(測定周波数0.292/0.270MHz)であった。 ロ. 周波数が0.35~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が65.4/65.5dB(測定周波数1.547/1.538MHz)、平均値が52.1/53.1dB(測定周波数0.1.547/1.538MHz)であった。 ハ. 周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が60.7/61.3dB(測定周波数6.046/7.100MHz)であった。	J5014-1(H27)4.1.1.3 (第十八条 雑音の強さ) 電動工具の端子電圧は、周波数が0.15~0.35MHzの範囲で、準尖頭値にあつては66~59dB、平均値にあつては59~49dB、周波数が0.35~5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては59dB、平均値にあつては49dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあつては64dB、平均値にあつては54dB以下であること。
	4. 妨害波試験(妨害波電力)において、測定周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で最大値が57.2/57.1dB(測定周波数30.00MHz、電源電圧100V、電源周波数50/60Hz)であった。	J5014-1(H27)4.1.2 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、周波数が30MHz以上300MHz以下の周波数範囲で、準尖頭値にあつては45~55dB以下、平均値にあつては35~45dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気刃物研ぎ機③	<p>1. 材料試験において、E種絶縁(耐熱温度区分120℃)である電動機の巻線に、絶縁物の使用温度の上限値が75℃(電線表面に「105℃」の表示)の耐熱塩化ビニルの被覆を使用した電動機用リード線が、直接接触していた。ただし、使用温度の上限値が120℃(基準周囲温度30℃)以上の絶縁物を電線の被覆に使用している場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度(E種にあつては120℃以上)に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 (抜粋) 別表第十一(1)ト 耐熱区分がE種以上のものの場合であつて、当該巻線の温度がJIS C4003(1977)「電気機器絶縁の種類」の絶縁の種類に規定する耐熱区分に相当する温度に達しない場合であつても、巻線に接して用いられる絶縁物は、当該耐熱区分以上の絶縁物でなければならない。</p>
	<p>2. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、表面温度が109.0℃(周囲温度28.0℃)になる電動機外郭に、内部配線が接触するにもかかわらず、その内部配線に使用温度の上限値が76℃(補正值16℃)の塩化ビニル電線を使用していた。</p>	<p>別表第八1(1)ロ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 (抜粋) 別表第四1(1)ロ(ハ) d 別表第十一章に掲げる絶縁物であつて、その温度限度の補正值を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。 電気刃物研ぎ機: 電気用品の階級3 使用温度の補正值: 16℃ 使用温度の上限値: 60℃(塩化ビニル電線) 基準周囲温度: 30℃</p>
	<p>3. 構造試験において、人が触れるおそれのある非金属部であるスイッチつまみの表面が、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。 -充電部とスイッチつまみ内面との間の空間距離: 1.0mm(基礎) -スイッチつまみの厚さ: 1.5mm(強化)</p>	<p>別表第八1(2)ツ(ハ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(イ) b: 基礎絶縁の空間距離(沿面距離を含む。)は、(イ) bの表に掲げる値(2mm)以上であること。 別表第八1(7)イ(ハ) a(a): 強化絶縁の絶縁物は、器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、2mm以上であること。</p>
その他の電動工具①	<p>1. 構造試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験: 100V、50Hz、400W)で、通電開始約10分後に、運転電流が急激に増加し、その後、運転ができなくなった。</p>	<p>別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであつて、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。  〔解説2(6)〕 平常温度上昇試験において過負荷保護装置、温度過昇防止装置等が動作する場合には、「動作が円滑」とはみなさない。</p>
	<p>2. 構造試験において、内部配線同志の接続部に、ねじ込み式の閉端接続子(傘型コネクター)を使用しているが、接続本数が多く、コネクターからはみ出して接続されており、緩みが生じるおそれがあった。 また、スイッチ端子部のファストン端子において、2本の電線が取り付けられるが、そのうち1本が圧着されておらず、緩みが生じるおそれがあった。</p>	<p>別表第八1(2)リ (第九条 火災の危険源からの保護) 充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。</p>
その他の電動工具②	<p>取扱説明書及び一般安全説明書において、規定された順序にて記載されておらず、かつ、次の記載がなかった。 ・電動工具のプラグは、電源コンセントにあつたものでなければならぬ。 ・パイプ、暖房器具、電子レンジ、冷蔵庫などの接地又は接地されたものと、身体の接触を避ける。 ・電動工具を戸外で使用するときは、戸外の使用に適した延長コードを使用する。 ・25℃での使用を前提としているが、時折、35℃になることも想定している。</p>	<p>J60745-1(H22)8.12.1 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書及び一般安全説明書には、8.12.1に規定する一般安全規則を提供すること。 b) 電気的安全 1) 電動工具のプラグは、電源コンセントにあつたものでなければならぬ。どのような形にせよ、プラグを改造してはならない。アダプタプラグは、接地した電動工具と一緒に使用してはならない。改造していないプラグ及びそれに対応するコンセントを使用すれば、感電のリスクは低減される。 2) パイプ、暖房器具、電子レンジ、冷蔵庫などの接地又は接地されたものと、身体の接触を避ける。身体が接地された場合には、感電のリスクが増大する。 5) 電動工具を戸外で使用するときは、戸外の使用に適した延長コードを使用する。戸外の使用に適したコードを使用すれば、感電のリスクは低減される。 d) 電動工具の使用及び手入れ 8) 25℃での使用を前提としているが、時折、35℃になることも想定している。</p>



電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の電動工具③	<p>1. 取扱説明書及び一般安全説明書において、規定された順序にて記載されておらず、かつ、次の記載がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動工具のプラグは、電源コンセントにあったものでなければならない。</li> <li>・先端工具は、鋭利、かつ、清潔に保っておく。</li> <li>・電動工具、付属品、アタッチメント、先端工具などは、作業条件及び実施する作業を考慮して、それらの説明書に従って特定の電動工具に合うように使用する。</li> <li>・25℃での使用を前提としているが、時折、35℃になることも想定している。</li> </ul> <p>2. 表示及び取扱説明書において、製品の型名が、その他の関連する表示項目と一つにまとめて表示されていなかった。</p>	<p>J60745-1(H22)8.12.1 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書及び一般安全説明書には、8.12.1に規定する一般安全規則を提供すること。</p> <p>b) 電気的安全</p> <p>1) 電動工具のプラグは、電源コンセントにあったものでなければならない。どのような形にせよ、プラグを改造してはならない。アダプタプラグは、接地した電動工具と一緒に使用してはならない。改造していないプラグ及びそれに対応するコンセントを使用すれば、感電のリスクは低減される。</p> <p>d) 電動工具の使用及び手入れ</p> <p>6) 先端工具は、鋭利、かつ、清潔に保っておく。先端工具を適切に手入れして鋭利にしておけば、作業の円滑さを失うことなく、操作も容易になる。</p> <p>7) 電動工具、付属品、アタッチメント、先端工具などは、作業条件及び実施する作業を考慮して、それらの説明書に従って特定の電動工具に合うように使用する。意図された作業と異なる作業に電動工具を使用すると、危険な状態になることがある。</p> <p>9) 25℃での使用を前提としているが、時折、35℃になることも想定している。</p> <p>J60745-1(H22)8.14 (第十九条 表示等(一般)) 8.1~8.5に規定する表示は、電動工具の本体に付ける。8.1、8.2、8.3及び8.5に規定する表示は一つにまとめて付ける。</p>
電気噴霧機①	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力21Wに対して、測定値が30.6/29.7W(電源周波数50/60Hz、偏差: +4.5.7/+4.1.4%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条第1項 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が10Wを超え30W以下のものの許容差は±2.5%以下であること。
電気噴霧機②	<p>1. 表示において、工具本体に、次の事項が表示されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①電源の種類(～)</li> <li>②クラスII構造記号(・)</li> </ul> <p>2. 表示において、工具本体に、定格運転時間が表示されていなかった。 なお、取扱説明書には、定格運転時間が30分である旨が記載されていた。</p>	<p>J60745-1(H14)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 工具には、次の表示を行わなければならない。 (抜粋) 一電源の種類(～) 一クラスII構造記号</p> <p>J60745-1(H14)7.2 (第十九条 表示等(一般)) 短時間運転工具は、定格運転時間を表示しなければならない。</p>
電気噴霧機③	電動機拘束試験において、通電後、約20秒で電動機の巻線及び溝絶縁物等が焼損し、著しい発煙が生じた。	別表第八1(2)レ (第九条 火災の危険源からの保護) 温度上昇により危険が生じるおそれのあるものにあつては温度過昇防止装置(温度ヒューズを含む。)を、過電流、過負荷等により危険が生じるおそれのあるものにあつては過負荷保護装置を取り付けてあること。 次の試験を行ったとき、感電、火災の危険が生じないものは、「危険が生じるおそれのあるもの」とはみなさない。この場合において、感電、火災の危険が生じないとは、充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は0.1MΩ以上であり、試験中において木台が燃焼するおそれなく、機器に発火、著しい発煙等の異状が生ずることなく、かつ、試験後において熱電温度計により測定した機器の外郭の温度は150℃以下であること。 (中略) (ロ)人の注意の届く状態で使用する機器 a 手持ち形のもの、スイッチのつまみを手によって維持しなければ運転できないもの、手で連続的に負荷をかけるもの、ジュースキキサー、コーヒーひき機等にあつては、電動機の回転子を拘束した状態で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続し30秒間試験品に加えること。
電気噴霧機④	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となる電磁振動器巻線の巻始めと巻終わりが接触していた。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ディー・ランプ ①	構造試験において、中心電極と内部配線との接続部が、中心電極と熱可塑性合成樹脂製の口金絶縁物との間に、内部配線を挟み込むだけで接続しているにもかかわらず、金属弾性体で歪みを補う処置が施されていなかった。	別表第八1(2)リ (第九条 火災の危険源からの保護) 充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。 (解説の抜粋) リ(2) a 合成樹脂を介して締め付け、かしめ等により接続するものの合成樹脂にあっては、別表の第十一、第一章の表の左欄に掲げる絶縁物の種類ごとに同表の右欄に掲げる使用温度の上限値以下で使用されるものであって、かつ、次に適合するもの。 イ 熱硬化性樹脂のもの ロ バネ、座金等の金属弾性体で歪みを補う処置を施した熱可塑性樹脂のもの。この場合において、最大電流が1A以下の部分に使用するものに限る。
エル・イー・ディー・ランプ ②	1. 構造試験において、中心電極と抵抗器に接続している内部配線との接続部が、中心電極と熱可塑性合成樹脂製の口金絶縁物との間に、内部配線を挟み込むだけで接続しているにもかかわらず、金属弾性体で歪みを補う処置が施されていなかった。  2. 構造において、口金のかん合部のサイドはんだの高さが1.9mmであった。	別表第八1(2)リ (第九条 火災の危険源からの保護) 充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。 (解説の抜粋) リ(2) a 合成樹脂を介して締め付け、かしめ等により接続するものの合成樹脂にあっては、別表の第十一、第一章の表の左欄に掲げる絶縁物の種類ごとに同表の右欄に掲げる使用温度の上限値以下で使用されるものであって、かつ、次に適合するもの。 イ 熱硬化性樹脂のもの ロ バネ、座金等の金属弾性体で歪みを補う処置を施した熱可塑性樹脂のもの。この場合において、最大電流が1A以下の部分に使用するものに限る。  別表第八2(86の6の2)イ(ロ) (第二条第2項 安全原則) 口金のかん合部の寸法は、JISC 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合すること。 (JISの抜粋) シート 1-21-3 E26/25 E26/27 口金 備考3. サイドはんだの高さは1.5mm以下
エル・イー・ディー・ランプ ③	構造試験において、中心電極及び外側電極と内部配線との接続部が、それぞれの電極と熱可塑性合成樹脂製の口金絶縁物との間に、内部配線を挟み込むだけで接続しているにもかかわらず、金属弾性体で歪みを補う処置が施されていなかった。	別表第八1(2)リ (第九条 火災の危険源からの保護) 充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。 (解説の抜粋) リ(2) a 合成樹脂を介して締め付け、かしめ等により接続するものの合成樹脂にあっては、別表の第十一、第一章の表の左欄に掲げる絶縁物の種類ごとに同表の右欄に掲げる使用温度の上限値以下で使用されるものであって、かつ、次に適合するもの。 イ 熱硬化性樹脂のもの ロ バネ、座金等の金属弾性体で歪みを補う処置を施した熱可塑性樹脂のもの。この場合において、最大電流が1A以下の部分に使用するものに限る。
エル・イー・ディー・ランプ ④	構造試験において、中心電極と抵抗器に接続している内部配線との接続部が、中心電極と熱可塑性合成樹脂製の口金絶縁物との間に、内部配線を挟み込むだけで接続しているにもかかわらず、金属弾性体で歪みを補う処置が施されていなかった。	別表第八1(2)リ (第九条 火災の危険源からの保護) 充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。 (解説の抜粋) リ(2) a 合成樹脂を介して締め付け、かしめ等により接続するものの合成樹脂にあっては、別表の第十一、第一章の表の左欄に掲げる絶縁物の種類ごとに同表の右欄に掲げる使用温度の上限値以下で使用されるものであって、かつ、次に適合するもの。 イ 熱硬化性樹脂のもの ロ バネ、座金等の金属弾性体で歪みを補う処置を施した熱可塑性樹脂のもの。この場合において、最大電流が1A以下の部分に使用するものに限る。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ディー・ランプ ⑤	<p>1. 材料試験において、電源基板及びLED基板を保持している熱可塑性樹脂に、通常の使用状態(平常温度上昇試験)から算出した試験温度で、ボールプレッシャー試験を行った結果、へこみ穴の直径が下記のとおりであった。</p> <p>イ. 電源基板保持部: 直径3.8mm            - 試験温度: 87.5℃            - 温度上昇値: 47.5K</p> <p>ロ. LED基板保持部: 直径4.0mm            - 試験温度: 107.5℃            - 温度上昇値: 67.5K</p>	<p>別表第八1(1)イ            (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用)            器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。            なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三2(1)ロ(ニ) a又はbに適合することをいう。            (別表第三2(1)ロ(ニ) a及びbの抜粋)            a 試験片を絶縁物の温度上昇値に40℃を加えた温度の恒温槽内に入れ、その上に直径が5mmの鋼球を用いて20Nの静荷重を1時間加えた後、鋼球を除去して10秒以内に常温の水中で冷却し、へこみ穴の直径を測定したとき、その直径が2mm(深さで換算する場合は、0.209mm)以下である場合。(ボールプレッシャー試験)            b 「電気用品に用いられる熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー温度の登録制度」に関する報告書に規定される試験方法による熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー温度限度を客観的に確認し、この温度から40℃を減じた値が、この絶縁物の温度上昇値より高い場合。</p>
	<p>2. 材料試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、使用温度の上限値が60℃である塩化ビニルの被覆を使用したLED基板用内部配線の表面温度が、76.0℃(周囲温度28.5℃)であった。            なお、当該電気絶縁物が接触する温度以上の温度限度値を持った材料を使用している場合はこの限りでない。</p>	<p>別表第八1(1)ロ            (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用)            電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。            (抜粋)            別表第四1(1)ロ(ハ) d            別表第十一1章に掲げる絶縁物であって、その温度限度の補正値を加えた値の状態で使用される場合は、温度に十分耐えるものとみなす。            エル・イー・ディー・ランプ: 電気用品の階級1            使用温度の補正値: 0℃            使用温度の上限値: 60℃(塩化ビニル電線)            基準周囲温度: 30℃</p>
	<p>3. 構造試験において、本体外郭が上下で固定されておらず、手で容易に回すことができ、上下に分離したとき、器体内部の電源基板及びLED基板の充電部に試験指が触れた。</p>	<p>別表第八1(2)へ            (第七条第1項第一号 感電に対する保護)            充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。</p>
	<p>4. 構造試験において、中心電極及び外側電極と内部配線との接続部が、それぞれの電極と熱可塑性合成樹脂製の口金絶縁物との間に、内部配線を挟み込むだけで接続しているにもかかわらず、金属弾性体で歪みを補う処置が施されていなかった。</p>	<p>別表第八1(2)リ            (第九条 火災の危険源からの保護)            充電部相互間又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において、緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。            (解説の抜粋)            リ(2) a            合成樹脂を介して締め付け、かしめ等により接続するものの合成樹脂にあっては、別表の第十一、第一章の表の左欄に掲げる絶縁物の種類ごとに同表の右欄に掲げる使用温度の上限値以下で使用されるものであって、かつ、次に適合するもの。            イ 熱硬化性樹脂のもの            ロ ハネ、座金等の金属弾性体で歪みを補う処置を施した熱可塑性樹脂のもの。この場合において、最大電流が1A以下の部分に使用するものに限る。</p>
電気スタンド①	<p>1. 構造試験において、ランプの近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧が表示されていなかった。</p>	<p>別表第八1(2)ラ(ロ)            (第二条第1項 安全原則)            電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。            (解説)            照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。</p>
	<p>2. 部品試験において、本体の定格電圧が110Vであるにもかかわらず、LEDランプの定格電圧が100Vであった。また、適用光源の定格消費電力が1Wであるにもかかわらず、LEDランプの定格消費電力が5Wであった。</p>	<p>別表第八1(3)イ            (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用)            部品または付属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。</p>
	<p>3. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が77.8/75.5dB(測定周波数0.5847/0.5325MHz、電源周波数50/60Hz)であった。</p>	<p>別表第十5章2.2(1)            (第十八条 雑音の強さ)            連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあっては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあっては60dB以下であること。</p>
電気スタンド②	<p>1. 構造試験において、LEDランプの近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの定格電圧が表示されていなかった。</p>	<p>別表第八1(2)ラ(ロ)            (第二条第1項 安全原則)            電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。            (解説)            照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。</p>
	<p>2. 構造試験において、回転する部分であって、回り止めが施されておらず、電線被覆が損傷するおそれがあった。</p>	<p>別表第八2(86)イ(ハ)            (第二条第1項 安全原則)            光源取付け部及び器具本体の結合部分であって、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものには、回り止め又はゆるみ止めを施すこと。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気スタンド③	構造試験において、プリント基板上の交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流(1A)の表示がなかった。	別表第八1(2)マ (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。
庭園灯器具	1. 構造試験において、器体内部のアース端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていなかった。	別表第八1(2)ツ(二)b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。
	2. 構造試験において、アース機構として設けられているアース線が水中ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器のみに認められている、多心コードの1線を電源プラグから引き出す構造となっていた。	別表第八2(87)イ(二) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては、この限りでない。  別表第八1(2)ソ 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、アース線(アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。)又はアース用端子により接地できる構造(以下アース機構という。)であること。 (解説29) 2. 「アース線」には、水中用ポンプ、電動工具及び任意にアース機構を設ける機器にあつては、多心のコード又はキャプタイヤケーブルの1線を電源プラグから10cm以上引き出してあるものその電線を含む(手持ち形電動工具にあつては、その電線の先端にクリップを取付けてあること)
装飾用電灯器具①	1. 構造試験において、内部配線(電動機口出し線)がプリント基板に触れており、内部配線の被覆が損傷していた。	別表第八1(2)イ (第二条第1項 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであつて、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。
	2. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、その他の箇所では、3mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	3. 構造試験において、電源電線の貫通孔(樹脂製)に保護装置が設けられておらず、かつ、面取りその他の適当な保護加工が施されていなかった。	別表第八1(2)ル (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 電源電線、器具間を接続する電線及び機能上やむをえず器体の外部に露出する電線(以下「電源電線等」という。)の貫通孔は、保護スプリング、保護ブッシング(手持ち形の軽小な器具にあつては、保護チューブを含む。)その他の適当な保護装置を使用してある場合を除き、電源電線等を損傷するおそれないように面取りその他の適当な保護加工を施してあること。ただし、貫通部が金属以外のものであつて、その部分がなめらかであり、かつ、電源電線等を損傷するおそれのないものにあつては、この限りでない。
	4. 部品及び附属品試験において、差込みプラグの刃先にポッチ孔がなかった。	別表第八1(3)ヌ (第一条 安全原則) 接続器にあつては、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及び並びに6(1)イ、ハ、ニ及び木並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 〔解釈:別表第四6(1)ニ(木)〕 寸法は、次に適合すること。 表a 差し込みプラグ、コンセント、マルチタップ、コードコネクターボディ、アダプターその他の差し込み接続器(アイロンプラグ及び器具用差し込みプラグを除く。)であつて、次の表1、表2、及び表3の左欄に掲げるものの寸法は、それぞれ表1、表2及び表3の右欄に掲げる図によること。
	5. 表示において、定格銘板がなく表示すべき事項である次の事項が表示されていなかった。 ① 定格電圧 ② 定格電流 ③ 屋外用のものにあつては、その旨	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格電流 3 屋外用のものにあつては、その旨 4 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
	6. 構造試験において、電源電線の断面積が0.06mm <sup>2</sup> であった。	別表第八2(88)イ(イ)a (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 屋内用のものにあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、その断面積は次の表に掲げる値以上であること。この場合において、変圧器を有するものの1次側の電源電線にあつては、その断面積は0.75mm <sup>2</sup> 以上とし、差し込みプラグ(定格遮断電流が500A以上であつて定格電流が3A以下のヒューズを有するものに限る。)に附属する電線であつて、その長さが2m以下のものにあつては、その断面積は0.5mm <sup>2</sup> 以上とすることができる。
	7. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が76.7/76.4dB(測定周波数0.5265MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十5章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
装飾用電灯器具②	1. 表示において、器具間電線の絶縁物の暑さが強化絶縁相当でないにもかかわらず、回(クラスⅡ)の表示があった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 2 5) 2 0. 6 J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 3) 3. 2. 4 (第 1 9 条 表示等 (一般)) クラスⅡ照明器具に該当する場合、クラスⅡ照明器具を表すシンボル
	2. 表示において、送り配線によって接続できるライティングチェーンの最大接続台数の表示がなかった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 2 5) 2 0. 6 J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 3) 3. 2. 1 7 (第 1 9 条 表示等 (一般)) 電源供給用に送り配線によって相互接続する照明器具は、接続できる照明器具の最大接続数又は接続用ケーブルの最大電流値。
	3. 表示において、追加の情報として、力率及び入力電流の記載がなかった。 注：当該表示は、取扱説明書に記載されても良い。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 2 5) 2 0. 6 J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 3) 3. 3. 9 (第 1 9 条 表示等 (一般)) 製造業者は、力率及び入力電流についての情報を提供できるようにしておかなければならない。
	4 外部電線において、その断面積が0.16mm <sup>2</sup> であった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 2 5) 2 0. 1 1. 1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) ライティングチェーンに用いる内部及び外部電線は、この規格の表 1 に示す電線と同等若しくはそれ以上のもの、又は電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)第1項別表第一に適合する電線(屋外用ライティングチェーンの外部電線は、キャプタイヤケーブル若しくはキャプタイヤコードであって、その断面積が0.75mm <sup>2</sup> 以上のものに限り)でなければならない。
	5 屋外用の差し込みプラグが防雨形のプラグを使用していた。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 2 0 (H 2 5) 2 0. 1 1. 3 (第八条 絶縁性能の保持) 屋外用のライティングチェーンは、防まつ形プラグを用いるか、又は電線接続箱の中で電線を永久的に固定接続しなければならない。
	6 妨害波電圧(電源端子)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。 イ. 周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が83.5/84.3dB(測定周波数0.150MHz)であった。 ロ. 周波数が0.5~2.51MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が80.7/81.5dB(測定周波数0.610MHz)及び周波数が3~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が62.4/62.8dB(測定周波数3.5MHz)であった。	J 5 5 0 1 5 (H 2 0) 4. 2. 1 (第十八条 雑音の強さ) 電源端子は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては66~56dB、周波数が0.5~2.51MHzの範囲で、準尖頭値にあつては56dB及び、周波数が3~5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては56dB以下であること。
装飾用電灯器具③	表示において、定格銘板に定格電流の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等 (一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格電流 3 屋外用のものにあつては、その旨 4 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
装飾用電灯器具④	1. 表示において、器具間電線の絶縁物の暑さが強化絶縁相当でないにもかかわらず、回(クラスⅡ)の表示があった。	J60598-2-20(H14)20.5 J60598-1(H14)3.2.4 (第19条 表示等(一般)) クラスⅡ照明器具に該当する場合、クラスⅡ照明器具を表すシンボル
	2. 表示において、IP表示がなかった。	J60598-2-20(H14)20.5 J60598-1(H14)3.2.6 (第19条 表示等(一般)) 防塵、固形物及び水気の侵入に対する保護の等級に関して、IP番号を適用できるものはIP番号。
	3. 表示において、追加の情報として、力率の記載がなかった。	J60598-2-20(H14)20.5 J60598-1(H14)3.3.9 (第19条 表示等(一般)) 製造業者は、力率及び入力電流についての情報を提供できるようにしておかなければならない。
	4. 外部電線において、その断面積が0.13mm <sup>2</sup> であった。	J60598-2-20(H14)20.10.1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)第1項別表第一に適合する電線 電線の公称断面積は、次のいずれより大きいこと。ただし、0.75mm <sup>2</sup> 未満の断面積の電源電線を使用するものにあつては、その長さが2m以下であつて、差込みプラグ(定格遮断電流が500Aであつて定格電流が3A以下のヒューズを有するもの)をそなえなければならない。
	5. 屋外用の差し込みプラグが防雨形のプラグを使用していた。	J60598-2-20(H14)20.10.3 (第八条 絶縁性能の保持) 屋外用のライティングチェーンは、防沫形プラグを用いるか、もしくは電線接続箱の中で電線が永久的に固定接続されること。
	6. 妨害波電圧(電源端子)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。 イ. 周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が90.0/90.6dB(測定周波数0.160MHz)であった。 ロ. 周波数が0.5~2.51MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が88.6/89.2dB(測定周波数0.50MHz)及び周波数が3~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が58.6/59.3dB(測定周波数3.5MHz)であった。	J55015(H20)4.2.1 (第十八条 雑音の強さ) 電源端子は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては66~56dB、周波数が0.5~2.51MHzの範囲で、準尖頭値にあつては56dB及び、周波数が3~5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては56dB以下であること。
装飾用電灯器具⑤	1. 構造試験において、交換が可能な白熱電球の取り付け部近傍及び銘板のいずれにも適用ランプの種類が表示が施されておらず、電球の取換えが確実にできなかった。	別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説37) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。
	2. 表示において、定格銘板に定格電流の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格電流 3 屋外用のものにあつては、その旨 4 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
エル・イー・ディー・電灯器具①	1. 構造試験において、交換が可能なエル・イー・ディー・ランプの取り付け部近傍及び銘板のいずれにも適用ランプの種類が表示が施されておらず、電球の取換えが確実にできなかった。	別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説37) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。
	2. 表示において、定格電圧及び適用光源の定格消費電力の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格消費電力 3 適用光源の定格消費電力 ~7(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。



電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ディー・電灯器具②	構造試験において、外傷を受けるおそれのある部分のプリント基板上の絶縁被膜に交流電圧を加えたとき、500Vの電圧で絶縁破壊し、1,000Vの交流電圧に連続して1分間耐えなかった。	別表第八1(2)チ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 絶縁物の厚さについては、別表第四1(2)レの規定を準用すること。 (抜粋) 別表第四1(2)レ(ロ) (イ)以外のものであって外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁部の厚さは、0.3mm以上であって、かつ、ピンホールのないものであること。ただし、次のbの試験を行ったときこれに適合するものであって、かつ、ピンホールのないものにあつては、この限りでない。 b 試験 (a)次の表の左欄に掲げる絶縁物を使用される電圧の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる交流電圧を加えたとき、連続して1分間これにたえること。 絶縁物を使用される電圧の区分 交流電圧 30Vを超え150V以下 1,000V
エル・イー・ディー・電灯器具③	1. 表示において、追加の情報として、力率及び入力電流の記載がなかった。 注：当該表示は、取扱説明書に記載されても良い。  2. 内部配線において、LEDドライバー及び調光ユニットが押し締め端子を使用しているにも係らず、可とうより線の端部をはんだ盛りしていた。	J60598-2-1(H23)1.5  J60598-1(H26)3.3.9 (第19条 表示等(一般)) 製造業者は、力率及び入力電流についての情報を提供できるようにしておかなければならない。 抵抗負荷及び誘導負荷の両方に適する場合、誘導負荷に対する定格電流は、括弧付きで、抵抗負荷に対する定格電流のすぐ後に表示する。  J60598-2-1(H23)1.10  J60598-1(H26)5.2.7 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 可とうより線の端部は、すずめつきをしてもよいが、はんだのコールドフロで押し締め接続が緩まないことを保証する手段がなければ、はんだ盛りをしてはならない。
広告灯①	1. 表示において、適用光源の定格消費電力の表示がなかった。  2. 構造試験において、屋外用のものであるにもかかわらず、アース機構がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格消費電力 3 適用光源の定格消費電力 ～7(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。  別表第八2(86の8)イ(ロ) (第五条 使用者及び使用場所を考慮した安全設計) 屋外用のものであっては、アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出していないもの及び二重絶縁構造のものにあつては、この限りでない。
広告灯②	表示において、適用光源の定格消費電力の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 定格消費電力 3 適用光源の定格消費電力 ～7(省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気消毒器(殺菌灯)①	1. 構造試験において、器体内部の充電部(扉スイッチ端子)に試験指が触れた。  2. 構造試験において、充電部である扉スイッチ端子部とアースするおそれのある非充電金属部である外郭との間の空間距離(沿面距離を含む)が最小で1.6mmであった。  3. 構造試験において、放電ランプ(庫内灯)の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類が表示されていなかった。	別表第八1(2)ヘ (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れないこと。  別表第八1(2)ト (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む)は、2.0mm以上(その他の箇所、100V)であること。  別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気消毒器(殺菌灯)②	1. 構造試験において、プリント基板上の100V異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)が以下のとおりであった。 じんあいなし パターン間: 1. 29mm じんあいあり はんだ付け部間: 0. 56mm はんだ付け部パターン間: 1. 80mm	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1. 5mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、100V)であること。 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2. 5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、アース用端子ねじにタッピンねじ(めねじ加工されていないもの)に使用するねじで交換等を意図していないねじを使用しているため、アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができなかった。	別表第八1(2)ツ(ホ) a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース機構を有するものにあつては、次に適合すること。アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。確実に取り付けることができるとは、別表第四1(2)ナ(イ) a及びbによる。  別表第四1(2)ナ(イ) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。この場合において、次の接続方法によるものは、「確実に取り付けることができる」とみなす。 a. アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が2山以上のもの b. 通常の使用状態で外部に露出しない連結端子(スプリング式ねじなし端子)(附表第一3に適合するものに限る。)
	3. 構造試験において、放電ランプ(庫内灯)の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類が表示されていなかった。	別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。
	4. 構造試験において、庫内上部の殺菌灯に保護網等で保護されておらず、物の出し入れをする際に、殺菌灯に当たり破損するおそれがあった。	別表第八1(2)ム (第十一条第2項 機械的危険源による危害の防止) 庫内灯又はこれに類するものを有するものにあつては、これらは、物の出し入れ、とびらの開閉等の動作をするときに危険が生ずるおそれのないものであること。ただし、保護わくの取付けその他の適当な方法により保護してあるものにあつては、この限りでない。
	5. 表示において、表示すべき事項である定格消費電力及び適用光源の定格消費電力の表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六 抜粋) 1. 定格電圧 2. 定格消費電力 3. 適用光源の定格消費消費電力(使用者が交換できる光源をもつものに限る。) —以下省略—
	6. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526. 5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が61. 2/57. 8dB(測定周波数0. 5265/0. 5345MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十第5章2. 2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526. 5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。
電気消毒器(殺菌灯)③	構造試験において、アース用端子ねじの呼び径が3mmであった。	別表第八1(2)ツ(ホ) b (第七条第1項第一号 感電に対する保護) アース用端子は、次に適合すること。 端子ねじの呼び径は、4mm(溝付六角頭ねじ、大頭丸平小ねじ及び押し締めねじ形のもの)にあつては、3. 5mm)以上であること。 (解説) 定格電流が15A以下の機器の内部に使用する端子ねじの呼び径は、3. 5mm以上とすることができる。



電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気消毒器(殺菌灯)④	1. 構造試験において、充電部である扉スイッチの端子部間(AC100V)の空間距離(沿面距離を含む)が最小で1.9mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって80Nの張力を加えたとき、プッシングが外れ、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けられた状態で外部に露出しないものを除く。以下ラにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の3倍の値(器体の自重の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、プッシングが外れるおそれのないこと。
	3. 構造試験において、放電ランプ(庫内灯)の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類が表示されていなかった。	別表第八1(2)ラ(ロ) (第二条第1項 安全原則) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧(放電ランプを除く。)の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。
	4. 構造試験において、庫内上部の殺菌灯に保護網等で保護されておらず、物の出し入れをする際に、殺菌灯に当たり破損するおそれがあった。	別表第八1(2)ム (第十一条第2項 機械的危険源による危害の防止) 庫内灯又はこれに類するものを有するものにあつては、これらは、物の出し入れ、とびらの開閉等の動作をするときに危険が生ずるおそれのないものであること。ただし、保護わくの取付けその他の適当な方法により保護してあるものにあつては、この限りでない。
	5. 表示において、表示すべき事項のすべての表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六 抜粋) 1. 定格電圧 2. 定格消費電力 3. 適用光源の定格消費消費電力(使用者が交換できる光源をもつものに限る。) 4. 定格周波数 (省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
その他の音響機器①	1. 構造試験において、BD1端子間(AC100V充電部相互間)の空間距離の最小値が1.9mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、使用時において下向きで使用されるプリント基板上のAC100V充電部一整流後回路間(半田-レジスト間)の空間距離の最小値が1.0mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、100V)であること。
	3. 構造試験において、使用時において下向きで使用されるプリント基板上のAC100V充電部相互間(半田-半田間)の空間距離の最小値が1.0mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	4. 雑音の強さ(雑音電力)において、周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で最大値が62.8/61.8dB(測定周波数229.50/229.50MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十5章2.1 (第18条 雑音の強さ) 雑音電力は、周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲にあつては55dB以下であること。
	5. 雑音の強さ(雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上30MHz以下の範囲で最大値が71.8/72.0dB(測定周波数550.0/543.0kHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十5章2.2(1) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の音響機器②	1. 表示において、機器に、該当するクラスII記号を示す表示がなかった。	J60065(H23)5.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示があること: c) 該当すれば、クラスIIの記号: 回(60417-5172)
	2. 表示において、電源の種類を示す交流記号の表示がなかった。	J60065(H23)5.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示があること: d) 電源の性質: - 交流だけは記号で: ・(60417-5032)
	3. 表示において、定格電流又は定格消費電力の表示がなかった。	J60065(H23)5.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示があること: i) 交流主電源に接続する機器には、定格消費電流又は定格消費電力、定格電圧で測定した消費量は、表示値の110%を超えてはならない。
	4. 説明書において、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J60065(H23)5.4.2 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を記載しなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いている場合、この遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。
	5. 感電に対する保護において、二次側内部配線が一次回路部品に2Nの力を加えると接触するにもかかわらず、二重絶縁が施されていないかった。	J60065(H23)8.10 (第八条 絶縁性能の保持) クラスII機器は、次の部分間には、二重絶縁が備わっていなければならない。 - 可触部と主電源に導電的に接続されている電線又はケーブル導体との間。 - 可触導電部に接続された電線又はケーブルの導体と主電源に導電的に接続されている部分との間。
	6. 空間距離及び沿面距離において、トランスの一次巻線と二次巻線との間の空間距離及び沿面距離が0.9mmであった。	J60065(H23)13 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、機器に入ってくる可能性のある過渡的過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって絶縁破壊しない寸法でなければならない。詳細な要求事項は、13.3による。沿面距離は、与えられた動作電圧及び汚損度に対してフラッシュオーバー、又は絶縁破壊(トラッキング)が起きないような寸法でなければならない。詳細な要求事項は、13.4による。 ・空間距離2. 2mm以上 ・沿面距離3. 0mm以上
	7. 妨害波試験(端子電圧)において、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が83.0/82.2dB、平均値の最大値が72.4/71.0dB(測定周波数0.218/0.218MHz、電源周波数50/60Hz)、及び周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が68.6/67.6dB、平均値の最大値が58.2/56.7dB(測定周波数0.509/0.509MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	J55013(H22)4.2 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66~56dB、平均値にあっては56~46dB、周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては56dB、平均値にあっては46dB以下であること。
	8. 雑音の強さ(妨害波電力)において、周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で、準尖頭値の最大値が57.6/57.4dB、平均値の最大値が56.9/56.8dB(測定周波数128.24MHz、電源周波数50/60Hz)であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J55013(H22)4.5 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、30MHz以上300MHz以下の周波数範囲にあっては準尖頭値は45~55dB以下、平均値は35~45dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の音響機器③	1. 表示において、機器に、該当するクラスII記号を示す表示がなかった。	J60065(H23)5.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には次の表示があること: o) 該当すれば、クラスIIの記号: 回(60417-5172)
	2. 説明書において、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J60065(H23)5.4.2 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を記載しなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カブラを用いている場合、この遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。
	3. 感電に対する保護において、二次側内部配線が一次回路部品に2Nの力を加えると接触するにもかかわらず、二重絶縁が施されていなかった。	J60065(H23)8.10 (第八条 絶縁性能の保持) クラスII機器は、次の部分間には、二重絶縁が備わっていなければならない。 - 可触部と主電源に導電的に接続されている電線又はケーブル導体との間。 - 可触導電部に接続された電線又はケーブルの導体と主電源に導電的に接続されている部分との間。
	4. 空間距離及び浴面距離において、トランスの一次巻線と二次巻線との間の空間距離及び浴面距離が1.8mmであった。	J60065(H23)13 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、機器に入ってくる可能性のある過渡過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって絶縁破壊しない寸法でなければならない。詳細な要求事項は、13.3による。浴面距離は、与えられた動作電圧及び汚損度に対してフラッシュオーバー、又は絶縁破壊(トラッキング)が起きないような寸法でなければならない。詳細な要求事項は、13.4による。 ・空間距離2.2mm以上 ・浴面距離3.0mm以上
	5. 妨害波試験(端子電圧)において、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が77.3/77.5dB、平均値の最大値が61.9/61.6dB(測定周波数0.201/0.201MHz、電源周波数50/60Hz)、及び周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が60.2/60.1dB(測定周波数0.529/0.529MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	J55013(H22)4.2 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66~56dB、平均値にあっては56~46dB、周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては56dB、平均値にあっては46dB以下であること。
	6. 雑音の強さ(妨害波電力)において、周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で、準尖頭値の最大値が58.6/58.6dB、平均値の最大値が49.4/49.3dB(測定周波数135.00MHz、電源周波数50/60Hz)であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J55013(H22)4.5 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、30MHz以上300MHz以下の周波数範囲にあっては準尖頭値は45~55dB以下、平均値は35~45dB以下であること。
その他の音響機器④	1. 説明書において、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J60065(H26)5.4.2 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カブラを用いる場合: この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載
	2. 感電に対する保護において、二次側内部配線が一次回路部品に2Nの力を加えると接触するにもかかわらず、二重絶縁が施されていなかった。	J60065(H26)8.10 (第八条 絶縁性能の保持) クラスII機器は、次の部分間に二重絶縁を備えなければならない。 - 可触部と主電源に導電的に接続した電線又はケーブルの導体との間。 - 可触導電部に接続した電線又はケーブルの導体と主電源に導電的に接続した部分との間。
	3. 空間距離及び浴面距離において、トランスの一次巻線と二次巻線との間の空間距離及び浴面距離が1.8mmであった。	J60065(H26)13 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、機器に入ってくる可能性のある過渡過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって絶縁破壊しない寸法でなければならない。詳細な要求事項は、13.3の規定による。浴面距離は、発生する動作電圧及び汚損度に対してフラッシュオーバー又は絶縁の破壊(トラッキング)が起きないような寸法でなければならない。詳細な要求事項は、13.4の規定による。 ・空間距離2.2mm以上 ・浴面距離3.0mm以上
	4. 妨害波試験(端子電圧)において、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が71.7/71.6dB、平均値の最大値が55.9/53.9dB(測定周波数0.201/0.201MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	J55013(H22)4.2 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66~56dB、平均値にあっては56~46dB、周波数が0.5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては56dB、平均値にあっては46dB以下であること。
	5. 雑音の強さ(妨害波電力)において、周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で、準尖頭値の最大値が62.6/62.4dB(測定周波数175.50MHz、電源周波数50/60Hz)、平均値の最大値が46.7/46.3dB(測定周波数135.00MHz、電源周波数50/60Hz)であった。また、上記測定値はあらゆるモードで測定した中での最高値である。	J55013(H22)4.5 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、30MHz以上300MHz以下の周波数範囲にあっては準尖頭値は45~55dB以下、平均値は35~45dB以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の音響機器⑤	1. 構造試験において、プリント基板上(ヒューズの端子間)の空間距離(最小値)が2.2mmであった。	別表第八1(2)ト (第8条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の空間距離(沿面距離を含む)が次の通りであった。 イ) ヒューズ間(ヒューズが溶断した際、異極となる部分(100V)の空間距離が2.2mmであった。 ロ) 異極充電部相互間(100V)の交流-交流間の空間距離が2.3mmであった。	別表第八1(2)ト (第8条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
テレビジョン受信機	1. 表示において、電源の種類を示す交流記号の表示がなかった。	J60065(H26)5.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 d) 電源の種類: - 交流だけの記号: (IEC 60417-5032)
	2. 説明書において、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J60065(H26)5.4.2 (第十九条 表示等(一般)) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いる場合: この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならない旨の記載
	3. 構造試験において、トランス(T100)の一次シールドと二次巻線との間の絶縁テープが一層であった。	J60065(H26)8.8 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) この要求事項は、次のいずれかを満たす薄いシート状の絶縁には、厚さに関係なく適用しない。ただし、その絶縁を機器の内部で用いる場合に限る。 - 強化絶縁を2層以上で構成し、そのそれぞれが10.3に規定する強化絶縁に対する耐電圧試験に耐える。
	4. 機械的強度のバンプ試験において、1回目の落下にてスタンド固定部のネジがアルミ製の雌ネジのネジ山ごと抜け機器が転倒した。	J60065(H26)12.1.1 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 質量7kgを超える機器は、次の試験を行う。 機器を水平の木製支持板に載せ、それを5cmの高さから木製テーブルの上に50回落とす。 試験後、機器にはこの規格に不適合となる損傷があってはならない。
	5. 安定性の水平加重試験において、本体背面上部に30Nの力を加えたとき、不安定になり、垂直から12°の傾きで転倒した。	J60065(H26)19.3 (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 100N又は機器の質量の13%に相当する力のいずれか小さいほうの力を、最も不安定な結果が生じるように外部から水平方向に加える。ただし、力は床面から1.5mを超える箇所には加えない。 機器を単独か、又は供給・推奨するカート若しくはスタンドを組み合わせた状態で不安定になる場合、垂直から15°未満の傾きで転倒してはならない。
家庭用低周波治療器	1. 充電部への接近に対する保護において、JIS C 0922のテストプローブBが、充電部である接続コードの金属部分に触れた。なお、可触端子と電源の各極との間の電流は、パルス波形を含む交流波形で、最高ピーク値が2.17mAであった。	J60335-1(H20)8.1.1 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 8.1の要求事項は、通常使用状態で機器を運転したとき、着脱できる部分を取り外した後であっても、機器のあらゆる位置に対して適用する。 (省略) テストプローブで、充電部又はラッカ、エナメル、紙、綿、酸化皮膜、ビーズ若しくは自己硬化性樹脂を除く封止コンパウンドだけで保護された充電部に、触れることがあってはならない。
	2. 充電部への接近に対する保護において、JIS C 0922のテストプローブ13が、充電部である低周波出力口の端子に触れた。なお、可触端子と電源の各極との間の電流は、パルス波形を含む交流波形で、最高ピーク値が1.68mAであった。	J60335-1(H20)8.1.2 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) JIS C 0922のテストプローブ13を、特別な力を加えずに、クラス0機器、クラスII機器又はクラスII構造の開口部に当てる。 (省略) テストプローブが充電部に触れてはならない。
	3. 外部可とうコードにおいて、低周波治療用の接続コードが工具の使用なしで着脱できる構造であって、コードが外れたときに充電部が露出する構造であった。	J60335-1(H20)25.24 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 相互接続コードは、コードが外れたとき、この規格に適合しなくなる場合は、工具の使用なしで着脱できるものであってはならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
家庭用超短波治療器	1. 構造において、保護インピーダンスの1個(C59)を短絡したときの低周波出力口の端子と電源間のピーク電流が18.0mAであった。	J60335-1(H20)22.42 (第七条第1項第二号 感電に対する保護) 保護インピーダンスは、機器の寿命期間内に、そのインピーダンスが大きく変化するおそれがない2個以上の部品で構成しなければならない。保護インピーダンスに使用している部品のいずれか1個に短絡又は開放が生じても、8.1.4に規定する値を超えてはならない。 (省略) J60335-1(H20)8.1.4 次のいずれかの場合には、可触部分は充電部とはみなさない。 (省略) - その部分を保護インピーダンスによって、充電部から分離する場合。保護インピーダンスの場合、その部分と電源との間の電流は、直流の場合には2mA以下であり、また、交流の場合にはピーク値は0.7mA以下でなければならない。 (省略)
	2. 妨害波試験(端子電圧)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。 周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が75.6/75.1dB(測定周波数27.112/27.112MHz)であり、平均値の最大値が75.6/75.1dB(測定周波数27.112/27.112MHz)であった。	J55014-1(H27)4.1.1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあつては60dB以下であり、平均値は50dB以下であること。
コンセント付家具	構造試験において、通常の使用状態で器体を3.7°傾斜させたときに転倒した。	別表第八1(2)ハ (第十一条第1項 機械的危険源による危害の防止) 通常の使用状態において転倒するおそれのあるものであつて、転倒した場合に危険が生じるおそれのあるものにあつては、10°の角度で傾斜させたときに転倒しないこと。
その他の電気機械器具付家具 ①	表示において、表示すべき事項のすべての表示がなかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附票第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) (省略) 1 定格電圧 2 電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 3 定格周波数 (省略)
その他の電気機械器具付家具 ②	表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」及び「定格周波数」の表示が銘板等になかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附票第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) (省略) 2 電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 3 定格周波数 (省略)
その他の電気機械器具付家具 ③	表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」及び「定格周波数」の表示が銘板等になかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附票第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) (省略) 2 電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 3 定格周波数 (省略)
その他の電気機械器具付家具 ④	表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」の表示が銘板等になかった。	別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附票第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) (省略) 2 電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 (省略)
調光器	構造において、外面の見やすい箇所に負荷の最大電流又は最大電力の表示がなかった。	別表第八2(103)イ (第十九条 表示等(一般)) イ 構造 外面の見やすい箇所に負荷の最大電流又は最大電力を表示すること。
防犯警報器	1. 構造試験において、電源電線接続部の端子部とアースするおそれのある非充電金属部である外郭との間の空間距離(沿面距離を含む)が最小で1.0mmであった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む)は、2.5mm以上(電源電線の取付け部、100V)であること。
	2. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、補助端子(無電圧リレー接点端子)を測定したとき、周波数が526.5kHz以上30MHz以下の範囲で最大値が85.5/85.7dB(測定周波数1.701/1.702MHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十5章2.2(2) (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧(補助・負荷・追加端子の連続性雑音端子電圧)は、周波数が526.5kHz以上30MHz以下の範囲にあつては74dB以下であること。
医療用物質生成器①	構造試験において、試験指が高圧部分(マイナスイオン吹き出し口の針)に触れた。	別表第八2(98)イ(イ)a (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 電離部分、オゾン発生部等の高圧部分は、人が容易に触れるおそれのないように適当な保護わくまたは保護網を取り付けてあること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
医療用物質生成器②	妨害波試験(妨害波電力)において、電源電圧100V、電源周波数50Hzのとき、次のとおりであった。 周波数が30~300MHzの範囲で、平均値の最大値が36.9dB(測定周波数30MHz)であった。	J55014-1(H27)4.1.2 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、周波数が30MHzで、平均値にあっては35dB以下であること。
医療用物質生成器③	1. 表示及び取扱説明書において、定格電圧が100-240Vであってアース機構の無い機器に、クラスII機器の記号表示がなかった。	J60335-1(H20)7.1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 ークラスII機器の場合にはIEC60417の記号5172。 J60335-1(H20)6.1.101 クラス0機器は、定格電圧が150Vを超えない屋内用の機器についてだけ認める。
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、清掃又は保守の前に、その機器を電源から遮断しなければならない旨の記載がなかった。	J60335-2-65(H20)7.12 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書は、その機器の清掃及び使用者による保守のための解説を含まなければならない。それらには、清掃又は保守の前に、その機器を電源から遮断しなければならないことを記載しなければならない。
	3. 沿面距離、空間距離及び固体絶縁において、機能絶縁である基板上のコネクタ端子のはんだ接続部間(電流ヒューズF1より電源側)の空間距離が、最小1.8mmであった。	J60335-1(H20)29.1.4 (第八条 絶縁性能の保持) 機能絶縁の空間距離は、表16に規定する値(2.0mm:定格電圧240V、定格インパルス電圧2500V)以上でなければならない。ただし、機能絶縁を短絡した状態で19.に適合する場合は、空間距離を規定しない。
	4. 耐熱性及び耐火性において、充電部(コンセントに直接差し込むピンの器体内部端子)を保持している熱可塑性樹脂製の構造材に、ボールプレッシャー試験(125℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が4mm以上であった。	J60335-1(H20)30.1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を含む充電部を保持する絶縁物は、十分な耐熱性を有していなければならない。 ボールプレッシャー試験をすることによって適否を判定する。 最高温度上昇値に40℃±2℃を加えた温度(充電部の保持部については少なくとも125℃±2℃)で試験を行い、へこんだ穴の直径は、2mm以下でなければならない。
	5. 妨害波試験(端子電圧)において、測定した端子電圧は、次のとおりであった。 電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が74.9/74.9dB(測定周波数0.177/0.177MHz)、平均値の最大値が58.9dB/58.4dB(測定周波数0.177/0.177MHz)であった。 電源電圧240V、電源周波数50/60Hzのとき、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が73.9/74.4dB(測定周波数0.178/0.178MHz)であった。	J55014-1(H27)4.1.1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15~0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66~56dB以下、平均値にあっては59~46dB以下であること。
家庭用電位治療器①	1. 構造において、電源から切り離して1秒経過後に測定した差込プラグのピン相互間の電圧が127Vであった。なお、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量は0.1μFを超えていた。	J60335-1(H20)22.5 (第七条第1項第一号 感電に対する保護) プラグを用いて電源に接続する機器は、通常使用時にプラグのピンに触った場合に、充電されたキャパシタからの電撃を受けるおそれがない構造でなければならない。 備考 定格静電容量が0.1μF以下のキャパシタは、電撃の危険を伴うとはみなさない。 適否は、次の試験を10回行い判定する。 機器に定格電圧を加える。次に、あらゆるスイッチをOFF位置にして、機器を電源から切り離す。機器を電源から切り離して1秒経過後、測定値に影響を及ぼさない計器を用いて、プラグのピン相互間の電圧を測定する。 この電圧は、34Vを超えてはならない。
	2. 部品において、機器にはんだの作用によって復帰させることができる温度過昇防止装置が取り付けられていた。	J60335-1(H20)24.2 (第三条 安全機能) 機器には、次のものを取り付けてはならない。 ー はんだの作用によって復帰させることができる温度過昇防止装置
家庭用電位治療器②	1. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、床上専用機器であるにもかかわらず、相互接続コードにシースのない平形ビニルコード(VFF)を使用していた。	J60335-1(H20)25.7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 25.7 電源コードは、次のものよりグレードの低いものであってはならない。 ー電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)の別表第一に適合したコード。ただし、シースがない平形コードを床上専用の機器及びクラス0機器以外の機器に使用してはならない。
	2. 耐熱性試験において、接続部のピンを保持している熱可塑性樹脂製の構造材に、ボールプレッシャー試験(125℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が5.0mm以上であった。	J60335-1(H20)30.1 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 接続部を含む充電部を保持する絶縁物は、十分な耐熱性を有していなければならない。 ボールプレッシャー試験をすることによって適否を判定する。 最高温度上昇値に40℃±2℃を加えた温度(充電部の保持部については少なくとも125℃±2℃)で試験を行い、へこんだ穴の直径は、2mm以下でなければならない。



＜電気用品安全法の平成30年度試買テストにおける「PSEマーク等表示」に関する不適合内容について＞

(1) 特定電気用品

該当なし

(2) 特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施行規則
電気保温盆	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
ベルトコンベア①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
ベルトコンベア②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
電気温風機	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
装飾用電灯器具	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
エル・イー・ディー・電灯器具	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
電気消毒器(殺菌灯)	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
その他の電気機械器具付家具①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である㊦の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
その他の電気機械器具付家具②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）